

文化施設に関する検討について



令和7年11月27日

〈劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会〉

- 平成22年12月から平成24年1月にかけて計11回開催
→劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（答申）



劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 制定 (平成24年6月公布)

趣旨

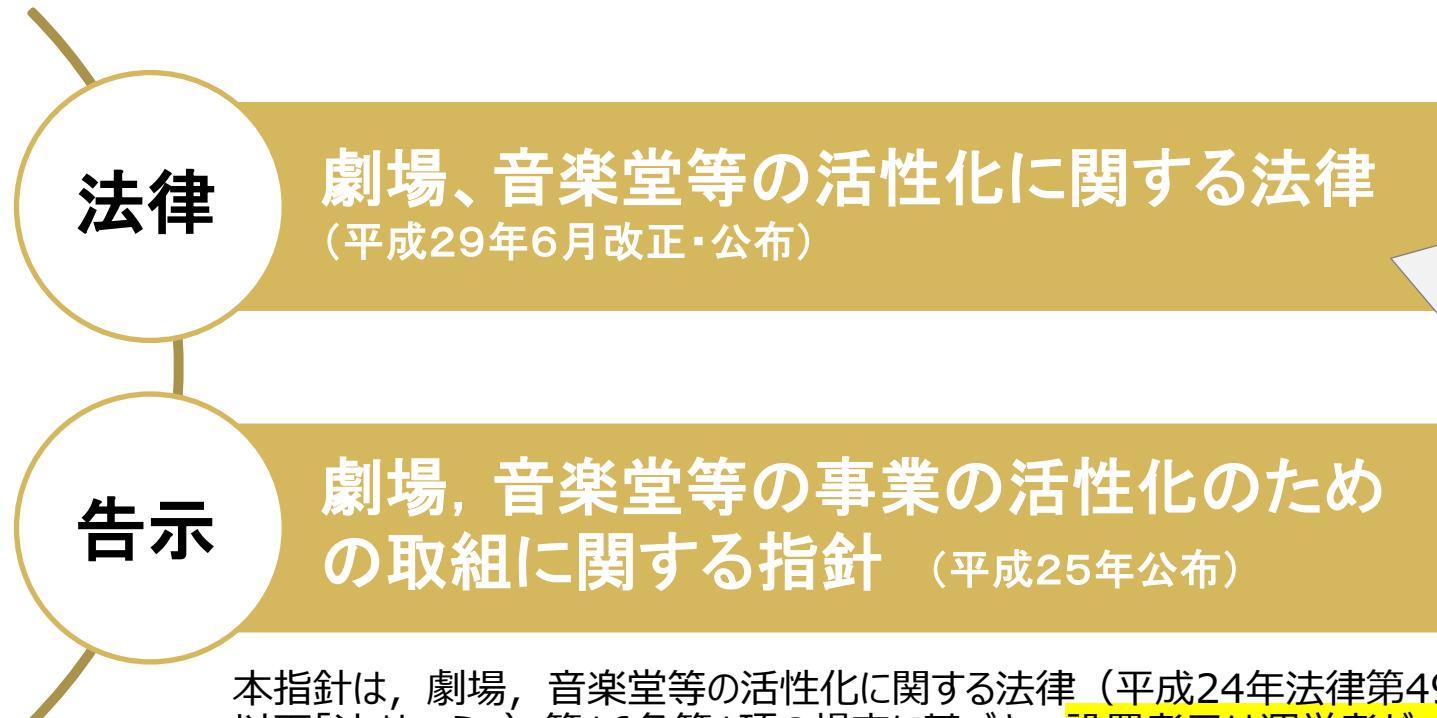
我が国の劇場や音楽堂、文化会館、文化ホール等（以下「劇場、音楽堂等」という。）に係る現状や課題を踏まえ、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与する。

概要

- 劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。（第2条～第8条）
- 国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。（第9条～第15条）
- 劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。（第16条）

※この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいう。（第2条）

- 平成24年の劇場法制定に合わせ、翌25年に、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」（平成25年文部科学省告示第60号）が公布された。



本指針は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、**設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。**（略）

なお、本指針は、劇場、音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には、適時にこれを見直すこととする。

劇場、音楽堂等法 第16条（抜粋）

第十六条（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

劇場・音楽堂等に関する制度③

〈劇場・音楽堂等の役割や機能〉

● 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）（抜粋）

前文

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

（定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

劇場・音楽堂等に関する制度④

＜劇場・音楽堂等の現状＞

- **劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（平成24年1月13日劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会）
(抜粋)**
 - 2. 劇場、音楽堂等に係る現状及び課題
 - (1) 我が国の劇場、音楽堂等の現状
 - 本来、劇場、音楽堂とは、もっぱら音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行い、観客が鑑賞等することを目的とした施設であり、そのために必要となる舞台、照明、音響等の専門的舞台設備を備え、これらを管理、維持、運用及び操作するための舞台技術職員、事業を企画制作する職員等の専門的な職員を配置しているものが想定される。
 - 我が国の劇場、音楽堂の現状をみると、こうした機能を有している施設の多くは文化センター、文化ホール、市民会館等の文化施設である。これら施設については、それぞれの地域の実情を踏まえ、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術だけでなく、スポーツや各種行事等、多目的に利用される施設として設置されている場合が多い。
 - これら文化施設における文化芸術活動については、独立行政法人や地方公共団体、劇場、音楽堂等を設置又は運営する民間事業者（以下「民間事業者」という。）といった文化施設の設置者等が、そこで行う公演を自主制作したり、買取による公演を行ったりする場合もあるが、多くの場合は、貸館公演が中心となっている。
 - 地方公共団体の芸術文化経費は平成5年度以降減少傾向にある。特に、文化施設経費については、平成8年度に2,825億円が措置されていたが、直近の平成21年度では1,834億円まで減少（35.1%減）してきている。
 - 地方公共団体が設置する施設に関する管理については、平成15年から指定管理者制度が導入された。社団法人全国公立文化施設協会が実施した調査によれば、平成22年現在で地方公共団体が設置する文化施設のうち指定管理者制度を導入している施設は49.6%であり、その数や割合は年々増加傾向にある。
 - 指定管理者の指定に際して、公募が行われた施設は59.8%であり、公募が行われた施設数やその割合は年々増加傾向にある。指定管理者の指定期間については、5年～7年未満が56.8%を占め最も多い。また、指定期間が4年以上の施設数は年々増加してきており、指定管理期間の長期化が進んでいる。

劇場・音楽堂等に関する制度⑤

＜劇場・音楽堂等の課題＞

- **劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（平成24年1月13日劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会）
(抜粋)**
 - 2. 劇場、音楽堂等に係る現状及び課題
 - (2) 我が国の劇場、音楽堂等の課題
 - 劇場、音楽堂等に関する課題については、本検討会において、主に次のようなことを指摘した。
 - ・ 文化施設の大半は地方公共団体が設置する文化施設であるが、これらの施設については、地方公共団体の文化関係予算が減少しているとともに、文化施設を設置している地方公共団体において、これらの施設の文化政策上の役割が不明確であり、文化芸術の創造活動の実施や鑑賞機会の提供が十分になされていないなど、その施設が有している機能が十分に発揮されていない。
 - ・ 文化芸術団体の活動拠点が東京をはじめとする大都市圏に集中しており、地方での公演は、大都市圏での公演と比較して、交通費、宿泊費、運搬費等について多くの経費を要すること等、様々な要因により、地方において多彩な文化芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している。
 - ・ 劇場、音楽堂等と文化芸術団体との連携等が必ずしも十分ではない。
 - ・ 劇場、音楽堂等に配置される専門的な職員に求められる資質、果たすべき役割等は多様であり、専門性を身につけるための人材養成について課題がある。
 - ・ 観客数の減少や観客の高齢化、固定化が進行しているとの指摘もあり、これまで劇場、音楽堂等に來ていなかった人の中から潜在的観客を開拓し、裾野を広げる必要がある。
 - ・ 独立行政法人や民間事業者が設置する劇場、音楽堂等に比べて、地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等には、専門性を有した人材を配置している劇場、音楽堂等が少ない。また、劇場、音楽堂等に配置されている職員の主たる業務が、公演に係る業務ではなく、施設管理に係る業務になっている場合もある。
 - ・ 地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、指定管理者制度の導入により、経済性や効率性を重視するあまり、事業内容の充実や専門的人材の養成及び配置、事業の継続性などが必ずしも重視されない運用がなされ、施設運営が困難になっている状況も見受けられる。

劇場・音楽堂等に関する制度⑥

＜劇場・音楽堂等の基本的な考え方＞

- **劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（平成24年1月13日劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会）
(抜粋)**

3. 基本的考え方

（1）音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の役割等

○ 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術は、人々に感動を与え、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、人々が共に生きる絆を形成するものである。また、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成し、国際的な相互理解を高め、世界の平和の礎となるものである。

さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持つものであり、国際化が進展する中、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであって、国民共有の財産である。

○ これらの文化芸術は、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力を持つ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなるものである。

○ このような重要な役割を担う分野について国が振興することは、我が国の魅力を高めるとともに、コミュニティの創造及び地域振興に寄与し、ひいては、我が国の国力を高めることにつながる。

（2）劇場、音楽堂の機能等

○ 劇場、音楽堂は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術がその役割を果たすための拠点であり、年齢や性別、障害の有無、個人が置かれている状況等にかかわらず、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築する機関である。

○ 劇場、音楽堂は、文化芸術を企画制作する創造発信拠点としての機能を有するとともに、鑑賞する機会を提供する拠点、地域住民が文化芸術活動を行う拠点、さらには、これら文化芸術に関する情報を発信する拠点としての機能を有するものである。

○ こうした機能を有する劇場、音楽堂において行われる事業は、主に次に掲げる内容が挙げられる。

- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を企画し、又は制作すること
- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を公演し、又は公開すること
- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等を鑑賞し、創作し、又は発表するために施設を一般の利用に供すること
- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に係る普及啓発を行うこと
- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に必要な人材を養成すること
- 音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等に関する調査研究を実施し、資料を収集し、又は情報を一般に提供すること

劇場・音楽堂等に関する制度⑦

＜劇場・音楽堂等の基本的な考え方（続き）＞

- 劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ（平成24年1月13日劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会）
（抜粋）

3. 基本的考え方

- 多目的に利用される文化施設においても、文化の振興を目的として設置され、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行うことができる施設である場合には、前述の機能を有している。
- こうした意味で、劇場、音楽堂及び劇場、音楽堂の機能を有する文化施設は、国民の生活に新しい価値を付与する公共財というべきものである。

（3）今後の劇場、音楽堂等の在り方

- 我が国の現状や課題を踏まえ、今後の劇場、音楽堂等の在り方については、数多く存在する文化施設が有する劇場、音楽堂の機能を生かしながら、国や地方公共団体、民間事業者、公演等を行う文化芸術団体等が連携して、社会全体で、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術を提供する環境を整えることによって、より多くの国民に対して、様々な文化芸術活動に触れる機会が提供され、我が国の文化芸術の水準が高まるようにしなければならない。
- 今回のまとめのねらいは、文化の振興を目的として設置され、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術活動を行うことができる施設を「劇場、音楽堂等」とし、これらを拠点として音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能等の文化芸術の振興を図り、我が国が抱える劇場、音楽堂等の課題を克服することにある。
- これを実現するためには、国は、国及び地方公共団体の責務、並びに民間事業者の役割を明確にし、劇場、音楽堂等を活用する意識を高めるとともに、我が国の文化芸術の水準を高めるトップレベルの活動の推進、地域の文化芸術活動の活性化、劇場、音楽堂等のより良い運営に向けた指針の作成等、総合的に取り組むことが必要であり、それに資する法的基盤等を検討することが重要である

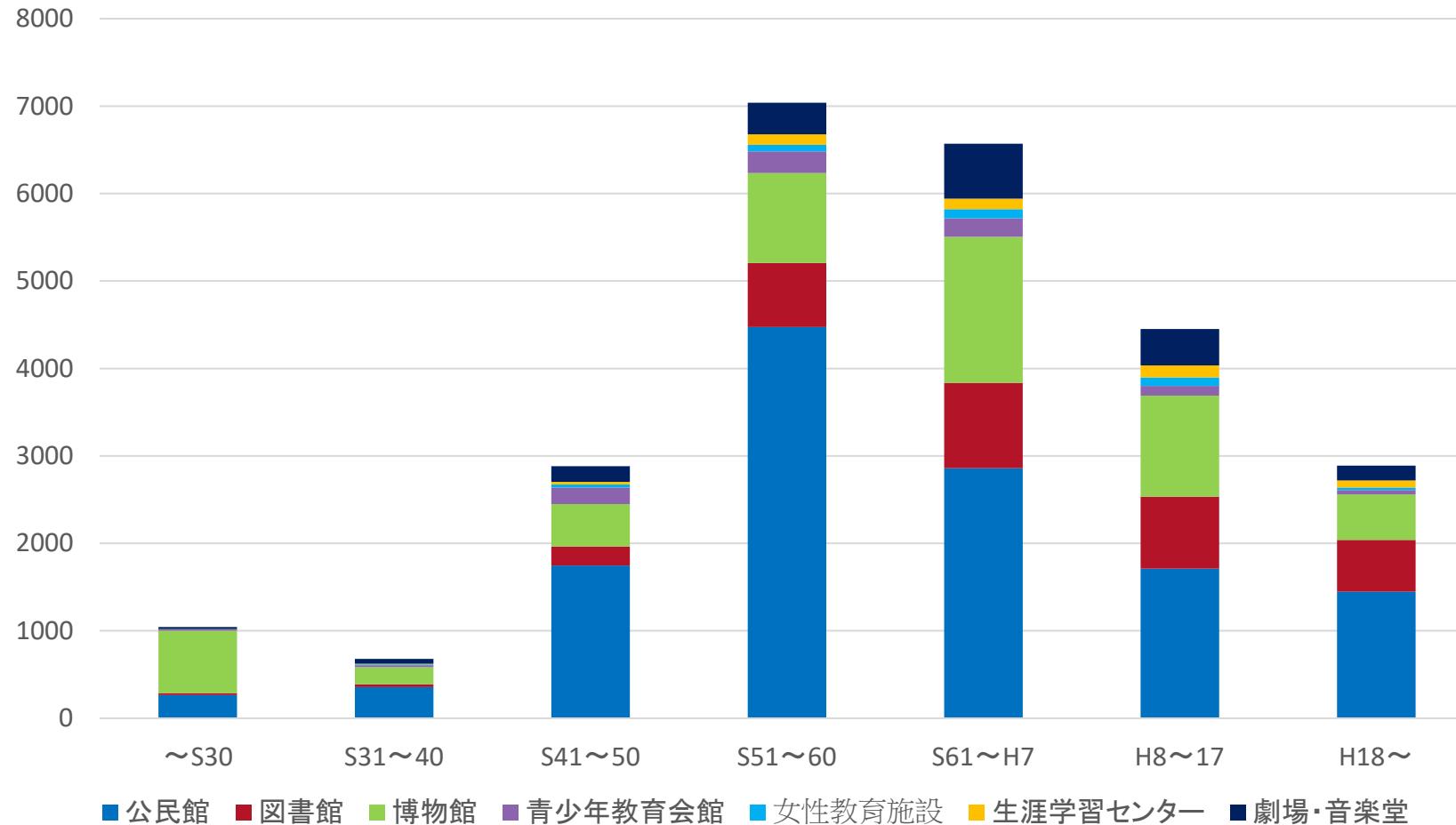
「文化施設」の展開① ~建築年別施設数

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料
(一部更新)



- 博物館、劇場・音楽堂等は、高度経済成長期を経て、1970年代～90年代に多くが設置されている。

各種施設の建築年別施設数



※博物館、劇場・音楽堂、女性教育施設は国公私立。
青少年教育会館は国公立。公民館は公私立。
図書館、生涯学習センターは公立のみ。

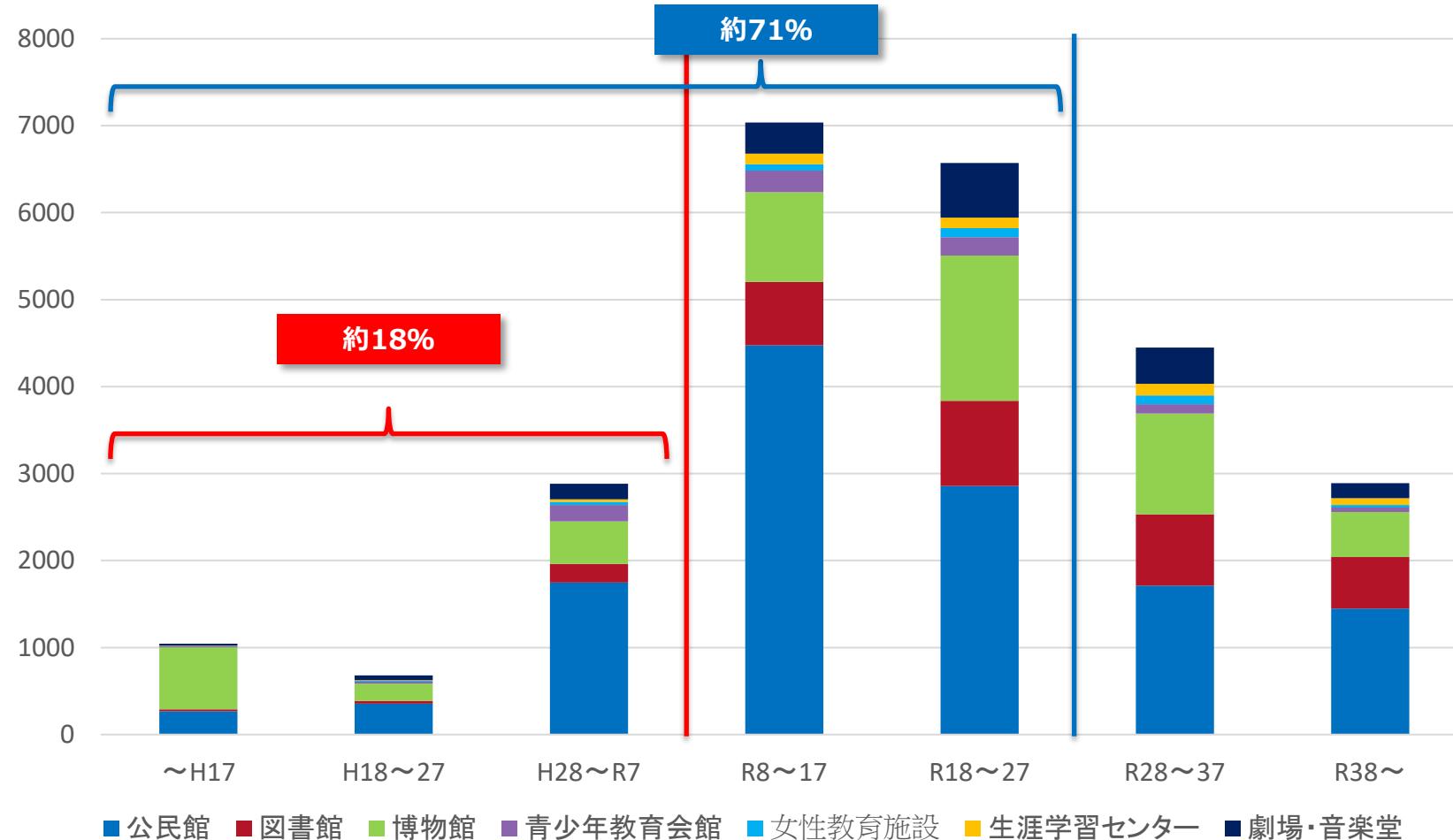
(出典) 社会教育調査（令和3年度）に基づき作成

「文化施設」の展開② ～施設の建て替え時期予測



- 前ページのグラフに耐用年数を足すことで、施設のおおよその建て替え時期を示す。
鉄筋コンクリート造（耐用年数50年）の場合、単純計算で、令和7年度時点で約18%が建て替え時期を迎えることになる。20年後には70%以上が建て替え時期を迎えると考えられる。

各種施設の建て替え時期別施設数（予測）



※博物館、劇場・音楽堂、女性教育施設は国公私立。
青少年教育会館は国公立。公民館は公私立。
図書館、生涯学習センターは公立のみ。

（出典）社会教育調査（令和3年度）

国税庁「主な減価償却資産の耐用年数表」に基づき作成

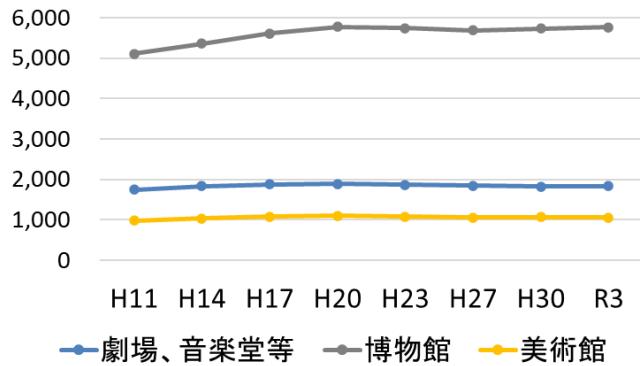
「文化施設」の展開③ ~現在の施設数・職員数

- ✓ 施設数は増加しているが、増加率は減少している（概ね頭打ち）。職員数（専任、兼任、非常勤の合計）は、いずれの施設とも増加（微増）している。
- ✓ 利用者数は博物館が伸びているが、コロナの影響から令和2年度調査では一律に大きく減少している。

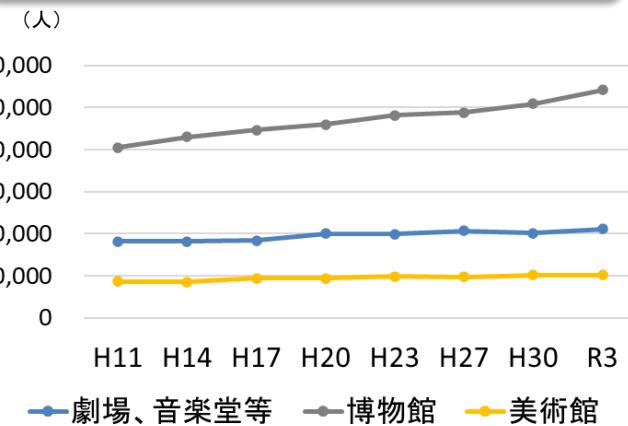
※劇場、音楽堂等は、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂、文化センター等で座席数300以上のホールを有するもの。

※劇場、音楽堂等の入館者数は、ホールにおける「舞台芸術・芸術公演」「講演会、講習会、試写会等」及びホール外における「学級・講座」の合計で約710万人（令和3年度社会教育調査）。また、全国公立文化施設協会「令和6年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」に回答した劇場・音楽堂等（1,259施設）が持つ全てのホール（1,416ホール）の入場者数・参加者数の合計は約5,720万人となる。

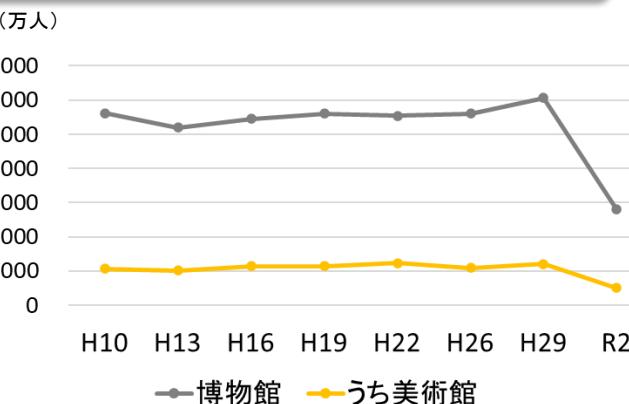
施設数



職員数



利用者数



	劇場・音楽堂等	博物館	うち美術館
H11	1751 (113.0%)	5109 (113.3%)	987 (116.8%)
H14	1832 (104.6%)	5363 (105.0%)	1,034 (104.8%)
H17	1885 (102.9%)	5614 (104.7%)	1,087 (105.1%)
H20	1893 (100.4%)	5775 (102.9%)	1,101 (101.3%)
H23	1866 (98.6%)	5747 (99.5%)	1,087 (98.7%)
H27	1851 (99.2%)	5690 (99.0%)	1,064 (97.9%)
H30	1827 (98.7%)	5738 (100.8%)	1,069 (100.5%)
R3	1832 (100.3%)	5771 (100.6%)	1,061 (99.3%)

※（ ）内は前回比

	劇場・音楽堂等	博物館	うち美術館
H11	18,170 (10.38人)	40,462 (7.92人)	8,577 (8.69人)
H14	18,198 (9.93人)	43,054 (8.03人)	8,483 (8.20人)
H17	18,388 (9.75人)	44,619 (7.95人)	9,437 (8.68人)
H20	20,027 (10.58人)	45,979 (7.96人)	9,434 (8.57人)
H23	19,892 (10.66人)	48,199 (8.39人)	9,881 (9.09人)
H27	20,624 (11.14人)	48,763 (8.57人)	9,715 (9.13人)
H30	20,171 (11.04人)	50,920 (8.87人)	10,182 (9.52人)
R3	21,080 (11.51人)	54,159 (9.38人)	10,193 (9.61人)

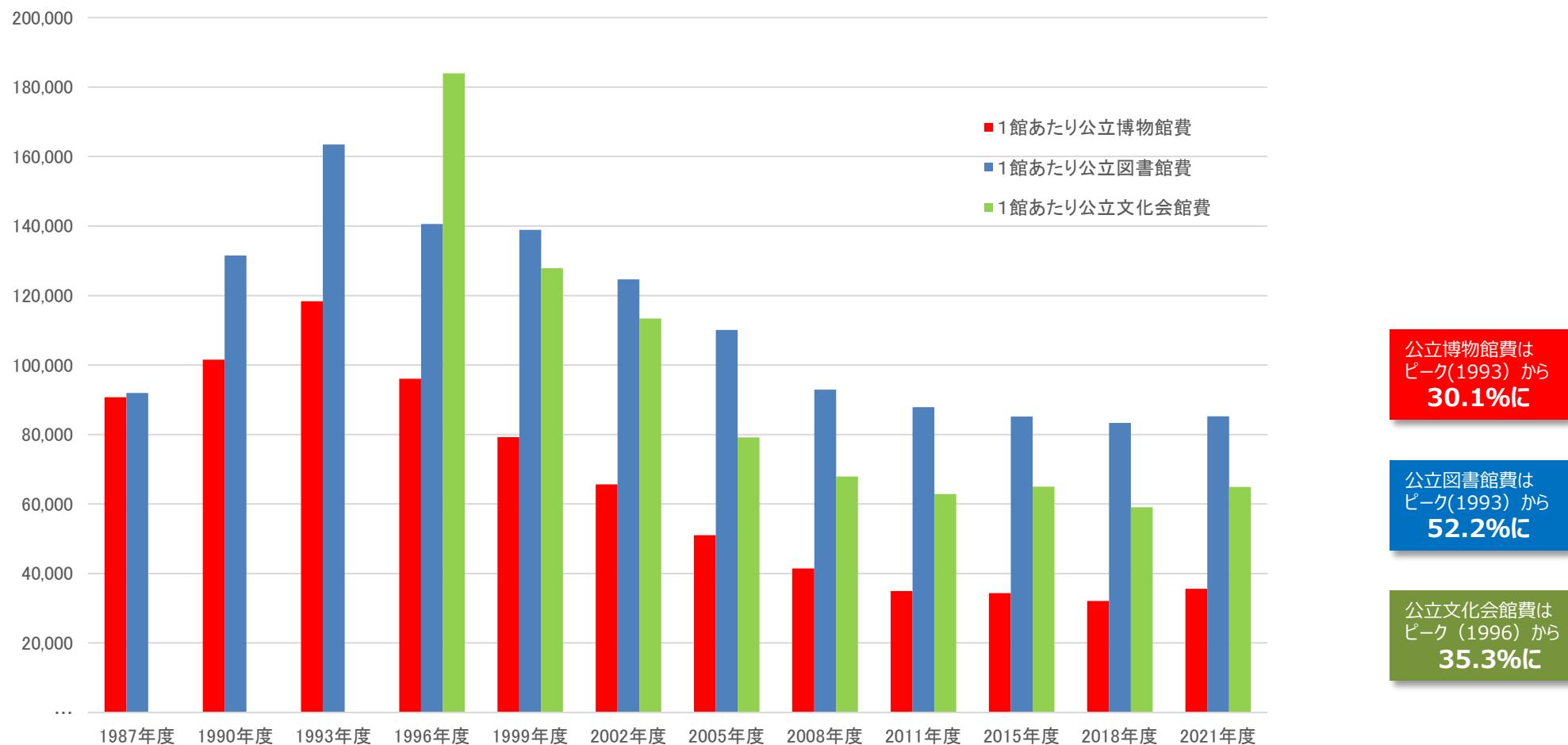
※（ ）内は1施設当たりの職員数

「文化施設」の展開④ ~文化施設費の推移



- ✓ いずれの施設においても費用削減されているが、公立図書館費に比べて公立博物館・公立文化会館の削減率は大きい。

1館あたり公立博物館・公立図書館費・公立文化会館費の推移(平成以降)



1館あたり公立博物館費:地方教育費調査の公立博物館費を、社会教育調査の公立博物館数(登録・指定・類似)で割り戻して算出

1館あたり公立図書館費:地方教育費調査の公立図書館費を、社会教育調査の公立図書館数で割り戻して算出

1館あたり公立文化会館費:地方教育費調査の公立文化会館(※)費を、社会教育調査の公立劇場・音楽堂等施設数で割り戻して算出

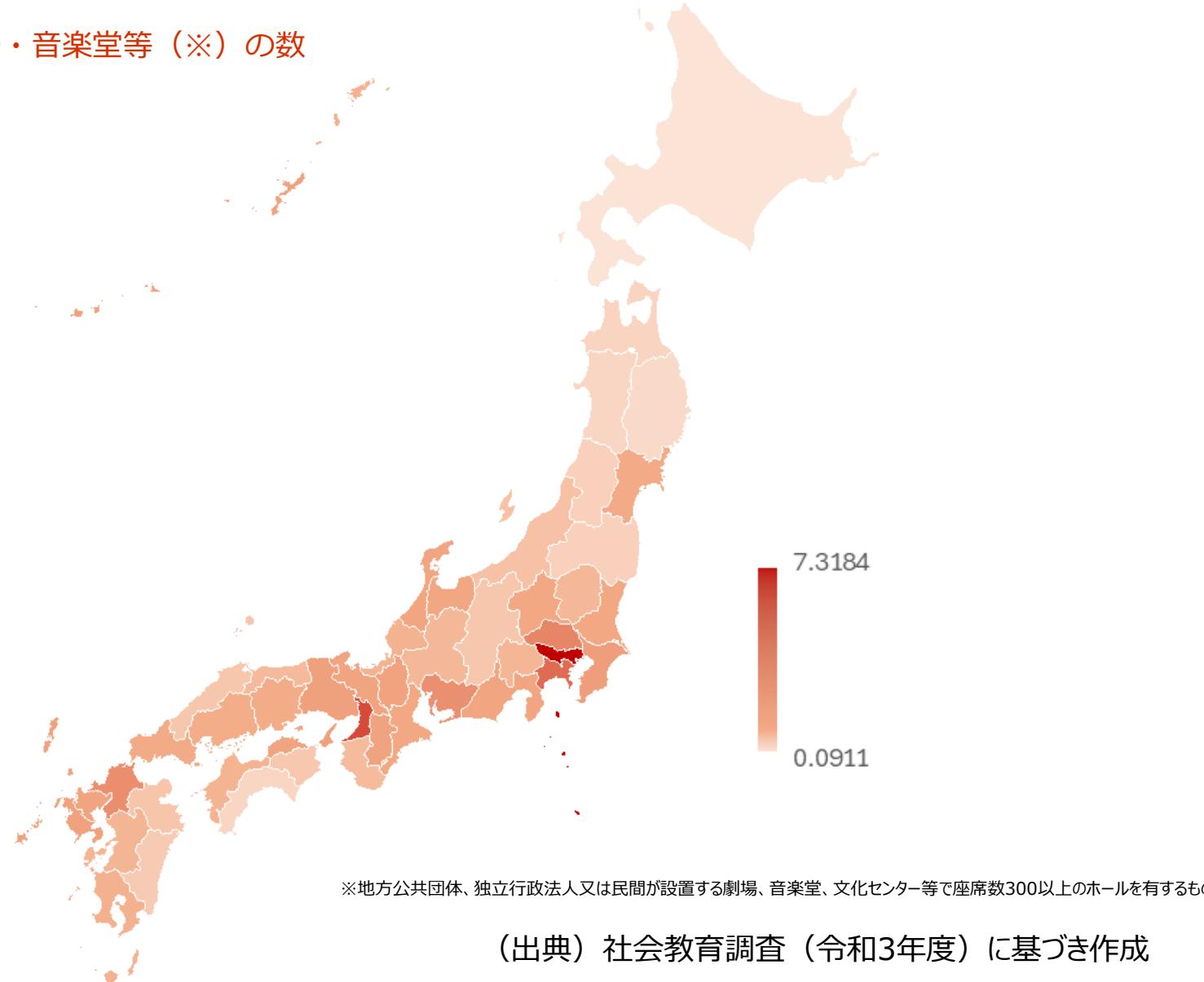
※劇場、音楽堂等(劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等)で、座席数300席以上のホールを有するもの

「劇場・音楽堂等」の展開① ～全国の劇場・音楽堂等の分布(面積比)



- ✓ 都道府県ごとの単位面積（100km²）あたりの劇場・音楽堂等の数は、最大で7.32個、最小で0.09個と、大きな差がある。

単位面積（100km²）あたりの劇場・音楽堂等（※）の数



(出典) 社会教育調査（令和3年度）に基づき作成

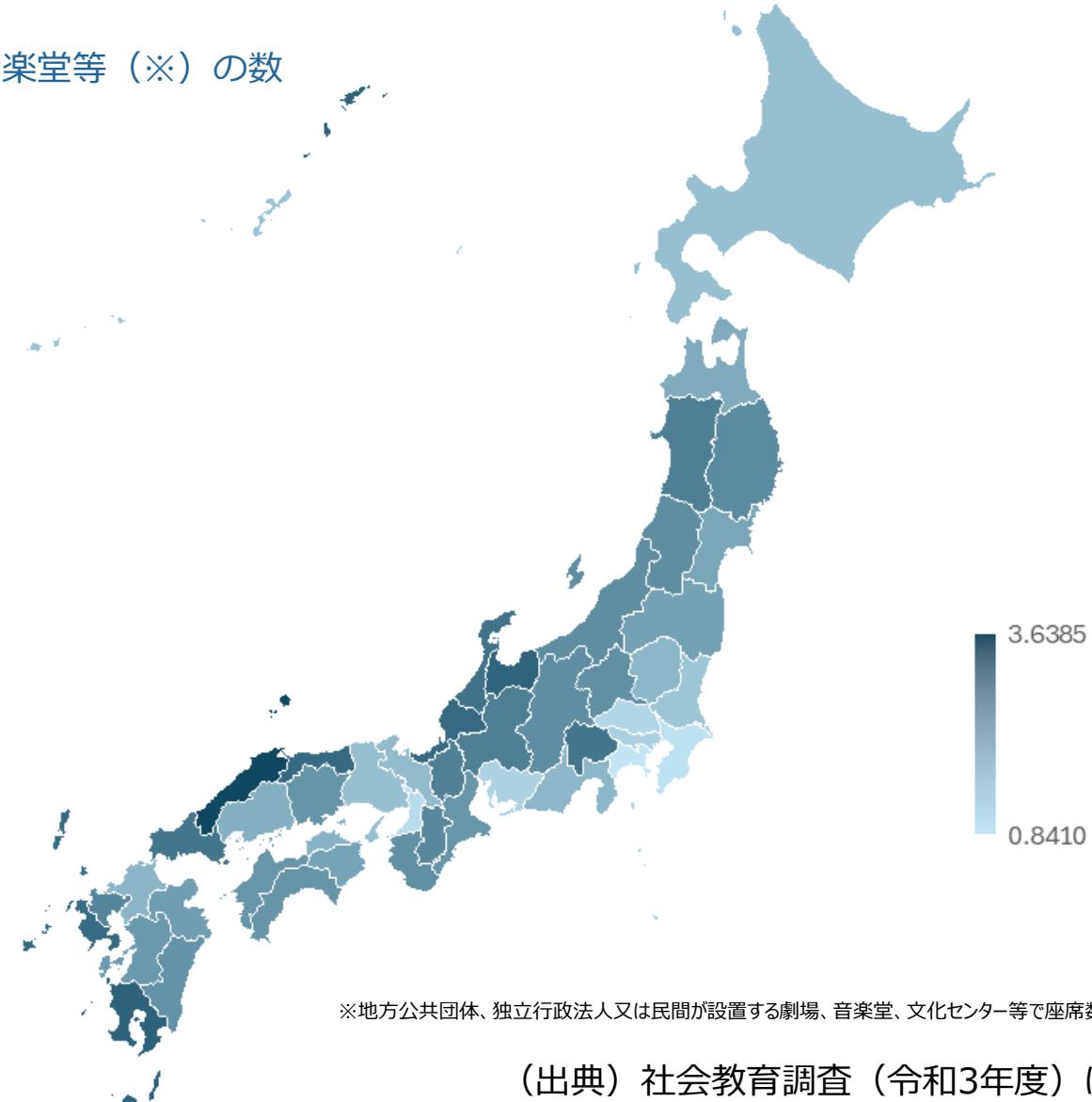
13

「劇場・音楽堂等」の展開② ～全国の劇場・音楽堂等の分布(人口比)



- ✓ 都道府県ごとの単位人口（10万人）あたりの劇場・音楽堂等の数は、最大で3.64個、最小で0.84個と、差がある。
- ✓ 単位面積（100km²）あたりの劇場・音楽堂等の数が多い都道府県とは必ずしも一致しない。

単位人口（10万人）あたりの劇場・音楽堂等（※）の数



「劇場・音楽堂等」の展開③ ～事業の実施状況



- ✓ 劇場・音楽堂等においては、ホールでは舞台芸術・芸術公演や講演会、講習会、試写会等、ホール以外では学級・講座や展覧会、講演会、講習会、実習会等が行われている。
- ✓ 貸し館事業での稼働日数は、100日未満が多くの割合を占める。

劇場・音楽堂等（※）における事業の実施状況

	ホール		ホール以外			計（開館数）
	舞台芸術・芸術公演	講演会、講習会、映写会等	学級・講座	展覧会	講演会、講習会、実習会等	
実施館数	1,141	783	479	350	382	1,783
実施件数	15,492	6,094	26,336	1,605	15,430	
入館者数/参加者数	5,891,647	607,125	600,332	—	—	

劇場・音楽堂等（※）の稼働日数別ホール数（貸館事業）

	0日	50日未満	50日以上 100日未満	100日以上 150日未満	150日以上 200日未満	200日以上 250日未満	250日以上 300日未満	計
稼働ホール数	134	780	698	275	90	60	38	2112
300席以上 500席未満	31	240	188	115	41	30	15	672
500席以上 750席未満	33	208	175	66	21	9	8	532
750席以上 1,000席未満	14	108	81	28	10	4	5	255
1,000席以上 1,250席未満	18	116	102	22	5	5	2	272
1,250席以上 1,500席未満	6	35	43	12	3	3	2	104
1,500席以上 1,750席未満	1	19	30	3	2	3	-	58
1,750席以上 2,000席未満	-	7	23	10	3	2	-	46
2,000席以上	4	13	23	5	1	-	2	49

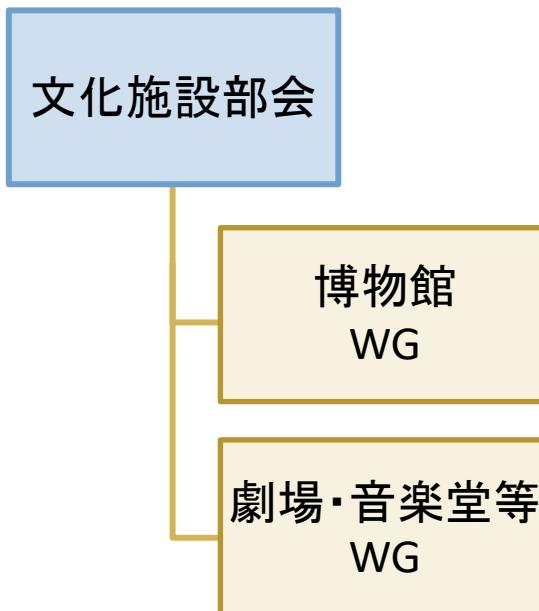
各ワーキンググループでの検討内容

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



- ◆ 令和5年度まで、博物館部会（第1期～第5期）において、博物館における外部資源の獲得、博物館間の連携等について議論を行ってきたが、引き続き、博物館の機能強化等について議論を継続することが必要。
- ◆ 劇場・音楽堂等については、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年が経過し、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り組まれる舞台芸術活動等の強化について検討することが必要。

＜文化施設部会とWGの構成（案）＞



- 劇場・音楽堂等を含めた文化施設の機能強化を検討するため、令和6年度より、博物館部会を文化施設部会に改組。
- 文化施設部会に、博物館に関するワーキンググループを設置し、博物館の運営の在り方や「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（告示）」、コレクションマネジメント等を検討する。
- 劇場・音楽堂等についてワーキンググループを設置し、活性化支援施策や「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（告示）」の見直し等について検討する。

劇場・音楽堂等WGにおける主な意見①



【劇場等の機能・在り方】

- 劇場がどのような芸術文化を創造するか、どのように利用されるべきかという劇場の存在意義や運営理念の充実を図るべき。
- 芸術文化を本当の意味で創造発信するために、劇場は何のためにあるのか、運営のための専門的な知識とは何なのかなど、抜本的な劇場の在り方を考え直す必要があるのではないか。
- 劇場は実演芸術の場。身体を鍛錬し、ある芸術性にたどり着くために最も重要なのは時間と場所であり、それを確保しうるのが劇場である。

【地方の課題】

- 地方にいると文化芸術に触れる機会があまりない。
- 地域の劇場ではスタッフが不足している。経営面が厳しい中でオペラやバレエのようなコストのかかるものが避けられる傾向にあり、期間が開いてしまうことでノウハウが伝わっていかないという現状がある。その結果、仕事をしたい人が東京に出てくることで、スタッフの東京一極集中につながっていることも課題。

【劇場等における事業の在り方】

- 時代に合わせて音楽コンサートなど、臨機応変に対応するべきだという考え方がある一方で、もっと能や狂言などに特化してほしいという意見もある。
- 各地の劇場の自主事業において、どのように人材育成や地域貢献ができるかを、既存事業として考えるのではなく、専門家不在という課題の本質を見るべき。

【劇場ごとの役割】

- 劇場ごとに役割は異なり、それぞれ分野ごとの特性や劇場のスペックなどがある。一律に何かを決めるのではなく、劇場ごとの役割が違うことを前提にすべき。また分野によって地域の拠点をつっていくべき。
- 劇場ごとに機能は異なるのだから、役割を明確に分けたうえで必要な支援を行うべきではないか。

【社会包摂】

- 障害のある方がアクセスしやすい環境になってきてはいるが、社会包摂に関する事業に取り組む劇場はまだ3割程度である。より多くの劇場が取り組めるよう指針でも何か定義できると良い。
- バリアフリーという言葉の概念は広いため、具体的な視点を持てると良い。
- 税制の活用により物理的な障壁を取り除くことも進展すると良いが、部分的な改修ではバリアフリー化できない劇場が多いのも実態。

【評価等】

- 公共施設として、社会的便益、外部性の把握、評価の仕方、必要性などについて議論し、市民にもその情報を提供すべき。
- 地方創生の観点でも、世界に発信できる一流レベルの技術や知識を持って地域活動に貢献することの価値をしっかり評価し、促進する枠組みを検討すべき。

【育成・確保の在り方】

- 障害特性に関する研修などもあるが、実践を通じて人材を育てていくことが重要。
- 教育や社会包摶を実践するには、非常に高い教養と経験が必要であり、実践を通した人材を育成する場所が劇場。地域における恒常的な活動等をうには、劇場専属の専門人材が必要。
- 単発のワークショップを開くだけではなく、もっと本質的な深いレベルでの社会包摶を考えたときに、専門家が常に劇場にいることが大事。
- 劇場を管理運営する人材と、専門人材とのバランスを考える必要がある。指定管理では人事異動が頻発するため、専門家が常駐でいなければドキュメント以上のノウハウが残っていかない。人材の長期的な雇用を考えないと、劇場文化の成熟は図れないのではないか。
- 館や地域の枠組みを超えるのは人であり、その人材育成が事業やワークショップの実施により動いている。

【人材不足】

- 日常的な事業運営においても人が不足する中、障害のある方や要配慮の方を対象とする事業を実施するにはさらに人が必要になる。人、ノウハウ、予算が課題。

【関係機関との連携・協力】

- 連携する機関や組織の特性も12年間で変わってきており、その変化についても捉えたうえで議論を進める必要。
- 1つの劇場が拠点になり県内の劇場等とネットワークをつくることで、自主事業ではできない研修等を実施することで、実践的な人材育成を行っている事例がある。単館では難しいものも、劇場・音楽堂や文化施設の横のつながりで、人材育成や社会包摶の事業を普及・推進していくことができる。
- 地域のネットワークにおける共同事業を通じて、それまで社会包摶に向けた事業をやっていなかった劇場が、自分たちに合った企画をつくり、ネットワークの中で課題を共有しながら実践している事例がある。

【経営の安定化】

- 劇場は採算的には厳しい施設であり、民間活力を使うのも難しい。
- PPPは事業者にとってもビジネスチャンスであり、地域経済の活性化や地域の金融市場の発展にもつながる一方、最初からPPPありきではなく、望ましい調達方法や投資の方法を議論した上で、実施するかどうかを決めることが大事。
- 公共施設の更新に当たっては、長期的な視点で、将来世代の受益と負担の一一致を図ることが必要。
- 劇場は人の集まる場所であり、まちづくりや観光にも関わってくる。ナイトカルチャーも話題になっているが、観光やまちづくりといった観点からも地域、拠点を考えていく必要があるのではないか。

【その他】

- 本当の意味での若手育成は、プロになる前の段階から育成することを考えるべき。
- 文化芸術は触れる機会が大事であり、触れる機会が増えることで価値が向上する。体験を生み出すことで需要が高まっていくので、アクセスが非常に大切。

現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

令和8年度要求・要望額 5,285百万円
(前年度予算額) 3,669百万円



現状・課題

劇場・音楽堂等は、世界の芸術をリードする創造発信や、地域における文化拠点としての役割を果たすことが求められている。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年以上が経過しており、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り組まれる舞台芸術活動等の強化を図る。

事業内容

国際的水準

- ・劇場法10条・11条
- ・経済財政運営と改革の基本方針2025（劇場）

鑑賞機会

- ・劇場法12条・13条・15条
- ・差別解消法改正
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- ・経済財政運営と改革の基本方針2025（劇場、子供鑑賞）

運営改善

- ・劇場法6条・9条・13条・16条
- ・経済財政運営と改革の基本方針2025（コンセッション）
- ・PPP/PFI推進アクションプラン

■共同制作事業

- 新たな質の高い創作活動 105百万円
- ・複数の劇場・音楽堂・実演芸術団体等が共同実施する新たな創造活動（新作、新振付）等に対して支援。

＜補助＞

■総合支援事業

- 我が国の実演芸術の水準向上 718百万円
- ・我が国を代表する牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の公演活動や人材養成プログラム、普及啓発等、戦略的かつ意欲的な取り組みを総合的に支援。

＜補助＞

○劇場・音楽堂等における子供舞台 芸術鑑賞体験支援事業

- 2,000百万円
- ・劇場・音楽堂等で行われる、子供たちの鑑賞・体験の機会を提供する公演を実施するための費用等を支援。

＜補助＞

■地域中核事業

- 文化拠点としての機能強化 1,223百万円
- ・地域の中核的な劇場が実施する公演、人材育成、普及啓発、共生社会への取り組みを支援。

＜補助＞

劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による 地域活動基盤形成支援事業【再掲】

1,024百万円

優れた実演芸術団体（又は統括団体）と地方の劇場・音楽堂等とが事業連携を行い、実演芸術団体の中長期的な活動基盤を形成する取組を支援。

＜補助＞

○基盤整備事業

- 組織力・専門性強化 67百万円

- ・劇場・音楽堂等が抱える課題・ニーズにきめ細やかに対応した研修（アートマネジメント・舞台技術）、現地支援員（創造発信活動等の計画立案に対する指導助言等）の派遣、ウェブサイト等による情報提供の実施、劇場・音楽堂等の活動状況等に関する調査・分析。

＜委託＞

○文化施設サービス刷新・活動活性化等 運営改善推進支援事業

- コンセッション導入促進 120百万円

- ・コンセッション導入に関する専門家による電話相談対応や自治体等への専門家派遣、導入可能性調査等に要する経費等への助成。

＜委託・補助＞

アウトプット（活動目標）

- 令和8年度
- ・子供への舞台公演鑑賞機会の提供 600公演
- ・公演・普及・人材育成、共生社会等への助成 167件
- ・コンセッション導入における支援 6件

短期アウトカム（成果目標）

- ・子供の文化芸術への親しみの向上 令和8年度 80%
- ・コンセッション具体化 令和8年度 10件

中期アウトカム（成果目標）

- ・子供の文化芸術活動参加意識の向上 令和10年度 80%
- ・コンセッション具体化 令和13年度 35件

長期アウトカム（成果目標）

- ・子供の文化芸術活動開始 50%
- ・鑑賞行動における地域間格差の是正

（担当：文化庁企画調整課）

背景・課題

コロナをきっかけに過去の公演記録映像を配信するなどして、新たな鑑賞スタイルと収益機会の創出につなげる取組が進んだが、実演芸術等の映像配信には、劇場等の上演に必要な権利処理に加えて、配信のための法律的専門知識が必要なため、各芸術団体個別で対応するのが難しい。また、2019年にユネスコが“マグネティック・テープ・アラート”において警告しているとおり、これまで舞台映像を保存してきたVTRテープをデジタル化しなければ、視聴できる機器がなくなり、貴重な舞台映像が散逸し、消失してしまう危機に瀕している中、令和6年に閉館した劇場からも貴重な資料が発見されている。さらに、映像を記録する技術者などの人材確保、撮影環境確保、権利処理への意識改革など、各芸術団体が個別で対応するには、費用対効果が非常に悪い。

このような様々な課題を踏まえ、日本の舞台映像のデジタルアーカイブの拡充と配信・上映などの利活用を通じて、舞台芸術における創造環境の持続可能性を高める支援制度が必要である。蓄積された仕組みやノウハウは、全国に普及させ横展開を図り、さらに我が国文化芸術団体の水準向上を狙う。

なお、本取り組みは将来的な自走化を目指しており、補正予算にて措置を行うことで、活用できるコンテンツを大幅に増やすとともに、将来の自走化の前倒しを狙うものである。

事業内容

芸術性の高い舞台芸術作品の収集・保存・公開（配信）

対象作品は公募し、各分野の有識者が選定

- ✓ 映像作品等のデジタル化と保存のサポート、アーカイブ化
- ✓ 閲覧サービス提供
 - ・早稲田大学のJapan Digital Theatre Archivesへ掲載し、博物館内での視聴が可能

⇒ 再生機の保守サポート終了等により舞台映像が
視聴不可になる危機への対応が急務

✓ 権利処理をサポート

・舞台映像作品配信可能化

U-NEXTなどの配信プラットフォームから配信中

⇒ 収益化(国内投資促進)による保存・活用の促進
⇒ 芸術団体の持続的活動

収録技術提供による啓発活動

対象作品は公募し、各分野の有識者が選定

- ✓ 8 Kカメラ+立体音響(DolbyAtmos®)で作品収録
 - ・上映・トーキイベントの実施／配信
公立文化施設等での巡回ツアーを試行・普及
- ✓ 作品ごとの適切な収録について費用・技術の両面でサポート
 - ⇒ ICT技術を活用した地方創生
 - ⇒ 文化的地域格差解消

教育パッケージ事業

✓ 教育現場での教材利用

・教材として活用しやすい作品をパッケージ化

✓ 図書館・教育施設での利用促進

⇒ 教育現場での活用による鑑賞者育成

⇒ 舞台芸術を担う人材の育成

アクセシビリティの向上

◆ 外国人向け多言語字幕事業（英・中・仏等）

- ✓ 複数言語字幕付き映像の制作

⇒ インバウンドの獲得

⇒ 國際的プレゼンスの向上

◆ 視聴・聴覚障がい者向けアクセシビリティ事業

- ✓ 視聴・聴覚障がい者向け、手話・字幕付き映像の制作

⇒ 鑑賞機会の格差解消



アウトプット（活動目標）

	R5補正+ R6当初	R6補正 (目標)
アーカイブ収集作品数	1,100	700
配信可能化作品数	150	150
8 K収録作品数	35	45

【目標数】

アーカイブ収集作品数：5,000作品
配信可能化作品数：1,000作品
8 K収録作品数：200作品

短期アウトカム（成果目標）

舞台芸術団体が人材育成・
収益化を通じて持続可能な
活動のためのプラットフォーム
の自律的運営

長期アウトカム（成果目標）

次世代につなぐ
日本の舞台芸術のアーカイブ
資産の保存・活用

（担当：文化庁参事官（芸術文化担当）付）

国・地方公共団体への寄附		特定公益増進法人※への寄附	指定寄付金
		※独立行政法人、地方独立行政法人、公益財団・社団法人、認定NPO法人等	※重文の修理など個別に財務大臣の指定を受けたもの
所得税	【所得控除】 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額	【所得控除】<原則> 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度 ※現物寄附の場合は取得価額	【所得控除】 寄附金額※－2千円 ※総所得金額の40%を限度
法人税	寄附金の <u>全額</u> を損金算入可 ※現物寄附の場合は時価相当額	以下の <u>いずれか少ない金額</u> を損金算入可 ①寄附金の合計額 ②[(所得金額×6.25% + 資本等の金額×0.375%)×1/2 ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可	寄附金の <u>全額</u> を損金算入可
みなし譲渡所得課税 (所得税)	非課税	一定の要件※を満たすもの として、国税庁長官の承認を受けたものについては、 非課税 。 ※①寄附が公益の増進に著しく寄与すること、②寄附財産が、寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の <u>公益目的事業</u> の用に直接供され、又は供される見込みであること、③寄附により、寄附をした人の所得税又は寄附をした人の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること	
相続税（相続財産の寄附）	非課税	非課税	

ふるさと納税制度

個人版 (住民税)	寄附金額の一定額を税額控除（所得控除と合わせて、 <u>寄附金額－2千円</u> に相当する金額を控除。） ※個人住民税所得割額の2割を限度
企業版 (法人関係税)	地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の取組への寄附について法人関係税を税額控除。（寄附金額の <u>最大約9割</u> を控除）。

文化芸術へ資金が流れる方法 ～税控除（参考）寄附金に係る税制優遇の概要

第4期文化経済部会
(第1回)(R6.5.9)資料

対象	効果
相続財産の寄附（相続税）	国・地方公共団体、独立行政法人、公益社団・財団法人等への寄附 非課税
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋・敷地 ・登録有形文化財、伝統的建造物（大臣告示）である家屋・敷地 財産評価額の 70/100 を控除 財産評価額の 30/100 を控除
	・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開された 特定美術品 ※（重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）） ※令和3年度税制改正で、制作後50年を経過していない美術品のうち一定のものを追加。 保存活用計画及び寄託契約期間中は 相続税を納税猶予 （寄託相続人死亡等により免除）
登録美術品の相続	相続税を金銭で納付することが困難な場合、 登録美術品 ※の物納（優先順位が第一位）が可能。 ※令和2年度税制改正で、対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうちから一定のものを追加。

文化施設等に関する税制優遇の概要

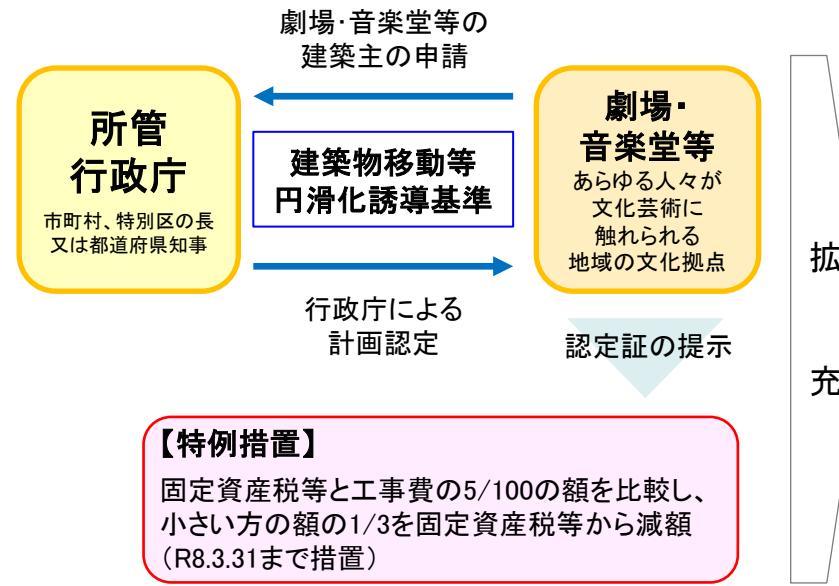
施設の種類	税目	効果
重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）	不動産取得税・固定資産税・都市計画税	軽減（1/2減額）（公益社団・財団法人が所有するものに限る） ※令和8年度末までの特例措置（延長実績あり）
バリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等	固定資産税・都市計画税	軽減（1/3減額） ※令和7年度末までの特例措置（延長実績あり）
博物館	不動産取得税、固定資産税、都市計画税 法人住民税 事業所税	非課税（公益社団・財団法人、宗教法人に限る） 非課税（収益事業を行わない法人に限る） 非課税

【障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の拡充及び延長】

[固定資産税、都市計画税]

要望内容

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合に固定資産税・都市計画税額の税額を3分の2に軽減する特例措置について、高齢者や障害者等の利用する施設の利便性及び安全性の向上を図るため、適用対象施設を特別特定建築物に拡大する等の拡充を行い、様々な用途の既存建築物のバリアフリー化を促進する。(※国土交通省との共同要望)



【特例措置】

固定資産税等と工事費の5/100の額を比較し、小さい方の額の1/3を固定資産税等から減額(R8.3.31まで措置)

【要望】

- 特例措置の対象となる建築物を特別特定建築物に拡大するとともに、対象となる工事の要件を緩和する。
- 固定資産税等の税額を1/2に軽減する(2/3から拡充)等の措置を講じる。
- 本特例措置を2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

【適用対象建築物の拡大】

実演芸術に触れることのできる劇場・音楽堂等だけでなく、対象を特別特定建築物に拡大。
※歴史資料・美術品等を展示する博物館や美術館、メディア芸術を提供する映画館等の文化施設も新たに対象となる。



車いす用の
広い鑑賞スペース・通路
(ミューザ川崎シンフォニーホール)



トイレのバリアフリー化
(オストメイト設置)
(紀伊國屋ザザンシアター TAKASHIMAYA)

背景・現状

【文化芸術基本法】国民が障害の有無等にかかわらず等しく、文化芸術活動ができる環境の整備が図られなければならない。(第2条第3項関係)

【障害者による文化芸術活動の推進に関する法律】国は、障害者が文化芸術施設(劇場等)を円滑に利用できるように構造及び設備整備等環境整備促進その他の必要な施策を講ずること。(第9条関係)

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律】国は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業への支援を行うこと。(第10条第2号関係)

・バリアフリー法改正(R7年6月施行)(劇場等の客席に係る義務基準創設及び誘導基準の見直し等) ※今秋には、バリアフリー法に基づく基本方針が見直され、バリアフリー化率の目標も引き上げられる予定。

目標・効果

劇場・音楽堂等のみならず、博物館・美術館、映画館等の文化施設のほか、不特定多数の高齢者、障害者が利用する特別特定建築物について、税制の特例措置を講じることにより、民間事業者の改修費用負担の軽減を図ることで、既存の特別特定建築物のバリアフリー化が促進される。

【減収見込み額】: 5.8百万円

※改正後の特例措置が適用される令和9年度の見込額 23

文化芸術推進基本計画（第2期）

価値創造

社会・経済の活性化

博物館法制度の今後の在り方について（答申）

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

守り、受け継ぐ

わかち合う

育む

つなぐ、
向き合う

営む

地域の文化拠点

新たな広場

世界への窓

+

人口減少

グローバル化・デジタル化

ニーズの多様化・外部化

人・予算の制約

地域間格差

個々人のウェルビーイングの向上

付加価値の創出

文化施設をハブとした
「創造的循環」

地域社会の活性化

【5つのミッション】

Conservation
(保存・継承)

Creation
(創造・企画)

Presentation
(提示・価値付け)

Incubation
(育成・促進)

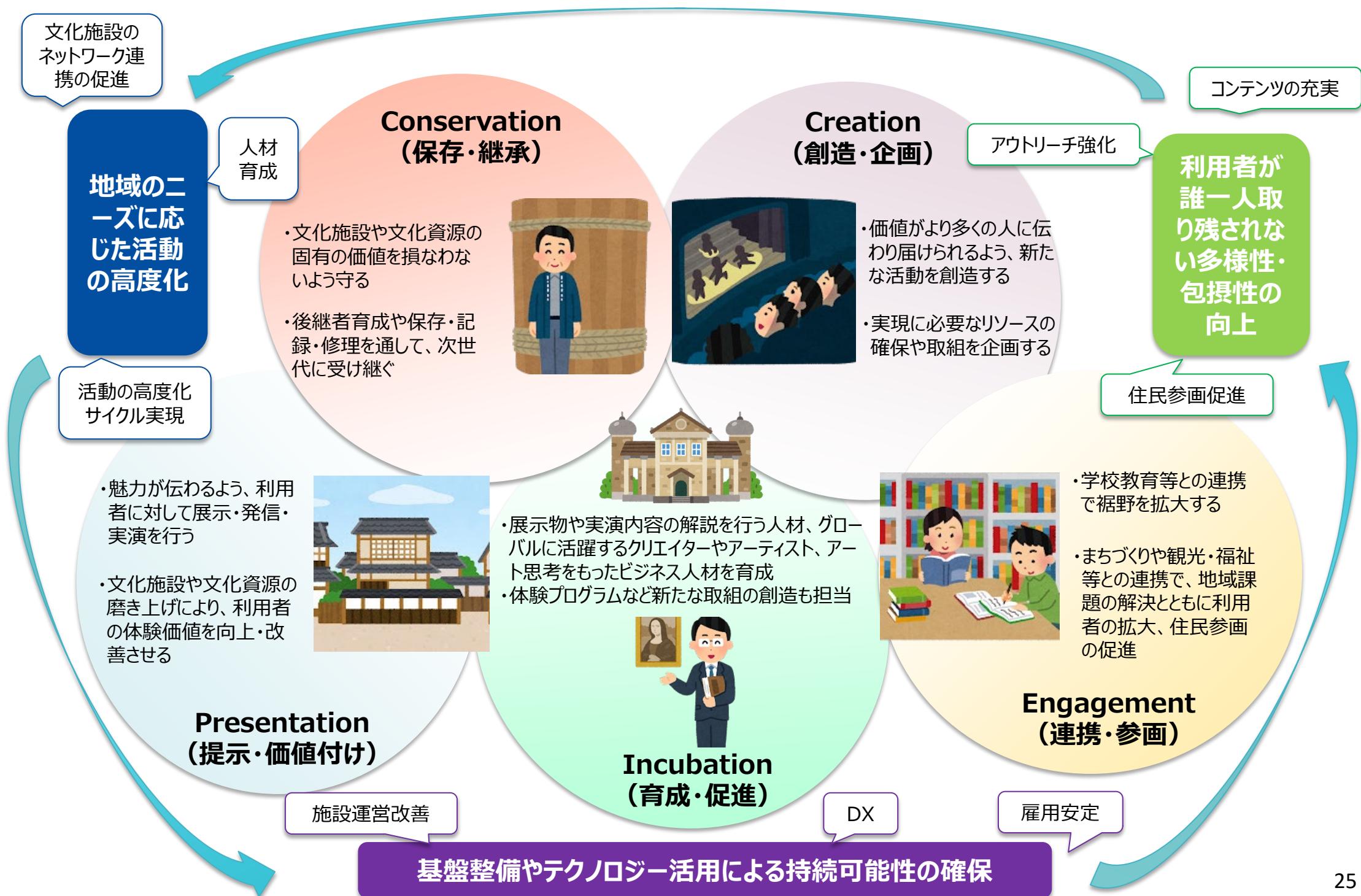
Engagement
(連携・参画)

【3つの機能強化】

①地域のニーズに応じた活動の
高度化
(文化施設のネットワーク連携、活動の高度化サイクル、人材育成等)

②利用者が誰一人取り残さ
れない多様性・包摂性の向上
(コンテンツの充実、住民参画促進、アウトリーチ強化等)

③基盤整備やテクノロジー活用
による持続可能性の確保
(施設運営改善、DX、雇用安定等)



文化施設におけるネットワーク連携について

第2期文化施設部会
(第3回)(R7.9.2)資料



▶これまでの主な委員意見

(第1期第1回、第2回)

- ・館の特徴としても、文化だけでなく、健康や教育など他分野と連携することが今や当然となっている。そういった特徴があるハブ館が展開していくかが重要。
- ・文化施設が地域に必要な場所となるために地域課題の解決に取り組む際、課題解決には博物館の人材だけでは十分でなく、他の施設との融合や多機能化といったことも必要ではないか。
- ・文化的価値を持つコミュニティは残しながら、いかにネットワーク化するか。総合的に検討できるプラットフォームが必要。
- ・アートフェア等が行われると、一度に複数施設が集まるためネットワークはできるが、一度だけでは意味が無く、それをきっかけに本質的なネットワーク形成を行うべき。

(第2期第1回)

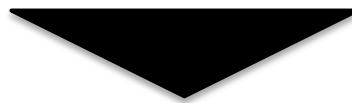
- ・連携には、リスクを減じてメリットを高める効果があり、収入増や品質向上、施設の資源の相互補完が期待できる。
- ・汎用性があるネットワークの姿を仕組み化して示すことが必要。ネットワークの類型も整理できるのではないか。
- ・様々なレイヤーの個人的なつながりによるネットワークの存在も念頭に置くことが必要。



- ✓ 今後、文化施設が人口減少等の社会の変化に対応しつつ、文化施設の取組を維持・高度化する上で、文化施設間・他分野施設間でのネットワーク連携は有効な対応策であることが想定される。
- ✓ これまで提示された好事例を分析することにより、他の地域・分野・施設種でも適用可能な形で、ネットワーク連携の在り方を示すことができるのではないか。
- ✓ その際には、都市部・地方部で機能するネットワークの違いや、施設間のフォーマルなネットワークと、個人間のインフォーマルなネットワークの区別を念頭に置く必要があるのではないか。

▶これまでの主な委員意見

- ・ 非正規雇用が多い現代にどう対応していくか。
- ・ プロデュースできる人材が重要であり、そのような人材の育成や、顔が見える形での活躍を推進すべき。
- ・ 人材それぞれの専門性をどうとらえて配置するか
- ・ 商工会議所等、文化関係だけでなく町おこし等に貢献できる人材も重要。
- ・ 現場職員から経営側に変わる際の研修が必要。
- ・ 公共施設でも経営という観点を持つために、行政職もスペシャリストが必要。
- ・ こどもや若い人たちとの繋がりが重要であり、幼少期から文化施設を馴染の場所にするための取組が必要。



- ✓ 単純な増員が望めない中、業務の効率化や重点化と、人材の能力開発（スキルアップ）の両面を図っていく必要があるのではないか。
- ✓ 現状では、限られた事業費の範囲内で職員数を確保するために非正規化が進んでいる可能性があるが、事業運営に不可欠な中核人材の専門性の向上や持続的な能力開発に当たっては、正規雇用とキャリアパスの提示が望ましいのではないか。
- ✓ 一方で、DXや広報、マーケティング、まちづくり等、施設の事業範囲に留まらない専門人材を確保するに当たっては、施設での直接雇用だけでなく、嘱託や複数施設への派遣といった雇用形態が考えられるのではないか。
- ✓ 効率的・効果的な人材育成の観点から、施設内での研修だけでなく、文化庁や独法等で行っている研修の活用や、連携による人材育成も重要ではないか。
- ✓ 将来的な施設の人材・来館者の確保に向け、若年層向けの鑑賞者教育、アウトリーチ、学校教育との連携等も必要ではないか。

外部人材の活用（例）

第2期文化施設部会
(第2回)(R7.7.4)資料

博物館に副業人材を登用

◎プロ取材

県立博物館の広報戦略アドバイザー（組織全体の広報力を高める）◆副業・兼業募集／テレワーク可

千葉県

その他

学歴不問

転勤なし

広報戦略の立案・実行に関する助言を担当。
組織や職員の考え方を変え、博物館の魅力を
広めます。影響力の大きい仕事をしたい方・
県や博物館に役立ちたい方に最適です。

成果は、1つの商品でなく、組織全体に現れます。

誕生から150周年を迎えた千葉県。2022年に文化・芸術の振興や美術館・博物館の企画運営を行う業務を移管し、文化振興課を新設するなど、さらなる文化振興に積極的。一方で、広報にはまだプラスチックアップの余……



仕事内容

千葉県の県立博物館にて、特別展や企画展に向けた広報戦略の立案・広報施策の実施に関する助言を担当。また、職員のスキルアップのための研修を実施。組織全体の広報力を高めます。



応募資格

＜学歴や官公庁での経験、副業経験は不問＞実務で広報戦略の立案経験がある方（扱っている商品・サービスは不問です）



給与

時給3250円+交通費 ※1日7時間45分勤務の場合は、日給2万5400円。



勤務地

千葉県庁／千葉県千葉市中央区市場町1-1 ※県庁前駅より徒歩3分／業務内容に応じて在宅勤務可



286名の応募！！

環境生活部スポーツ・文化局文化振興課の方にお話を伺いました。誕生150周年を迎えた千葉県。さらなる文化振興のため、組織が移管・新設されるなど、変革への姿勢が伝わってきました。

文化施設部会のスケジュール（案）

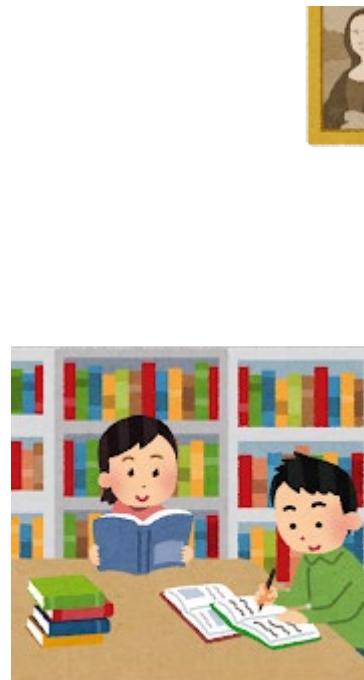


	第1期 (R6年度)				第2期 (R7年度)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
文化施設部会	★ 第1回 (1/9) ・部会長専任 ・WG設置 ・文化施設に関する検討	★ 第2回 (3/13) ・文化施設に関する検討等	★ 第1回 (4/22) ・部会長選任 ・検討事項とWGの設置 ・ヒアリング（ネットワーク連携）等				★ 第2回 (7/4) ・文化施設に関する検討 ・ヒアリング（人材育成） ・文化経済部会での審議内容		★ 第3回 (9/2) ・文化施設に関する検討 ・博物館WGからの報告 ・文化経済部会での審議内容		★ 第4回 (11/27) ・ヒアリング（劇場・音楽堂等） ・文化施設に関する検討			★ 第6回 (3/10) ※文化経済部会と合同開催 ・両部会の論点整理 ・博物館WGからの報告 等		
博物館WG	★ 第1回 (2/6)		★ 第1回 (5/20)		★ 第2回 (6/17)		★ 第3回 (7/31)		★ 第4回 (8/8)		★ 第5回 (8/19)			★ 第6回 (2月中下旬) ・博物館の望ましい基準について 等		
劇場WG	★ 第1回 (3/5) ・劇場・音楽堂等の今後のあり方 等		★ 第1回 (5/28) ・劇場・音楽堂等の今後のあり方 等										★ 第2回 (2月中下旬) ・劇場・音楽堂等の今後のあり方 等			

參考資料

- これまで、文化庁は、博物館法や劇場・音楽堂等法の対象施設を「文化施設」として政策運営や支援を推進。
- 実際の人々の文化的活動を見ると、公共性や社会性の高い施設（社会教育施設 [例：図書館、公民館]）や、生活性や事業性が高いものの、同時に我が国の歴史・文化を体現している施設 [例：古民家、酒蔵] などにおいても、活動が行われ、「場」として活用されているケースも少なくないのではないか。

⇒ 文化施設部会での議論においては、**広く文化的活動が行われる「場」を、必要に応じて議論のスコープに入れて考えるべきではないか。**



文化的活動も行われる施設

- ① 公共性や社会性が高い施設
[図書館、公民館、体育館、アリーナ等]
- ②生活性や事業性が高く、歴史・文化を体現する施設
[古民家・酒蔵等の伝統的建築物等]

必要に応じて議論のスコープに

- 議論のスコープを広くとらえることで、これまでの活動をさらに充実し、互いの強みを活用するヒントが得られる可能性。
- さらに、これまでの利用者層を超えたユーザー層にリーチすることが可能となるのではないか。

いわゆる「文化施設」



(博物館、劇場・音楽堂等)

強み

- ・知識欲や関心等に対して、総合的に提示・表現・発信が可能
- ・専門人材による高度な知識の提供
- ・街の中心にあり、利便性が高い
- ・地域性の体現、市民からの期待

課題

- ・文化活動の多様化・多角化への対応力
- ・予算・運営資金の確保
- ・物理的なキャパシティ不足
- ・専門人材不足（外部人材の登用）
- ・デジタル化への対応
- ・関係機関との連携

文化的活動も行われる施設



[類型①]
公共性や社会性が高い施設
(図書館、公民館、体育館、アリーナ等)

- ・誰もが気軽にアクセス・利用可能
- ・学習・文化的な活動の拠点
- ・地域の拠り所
- ・コミュニティの形成

- ・予算・運営資金の確保
- ・専門人材不足（外部人材の登用）
- ・デジタル化への対応
- ・関係機関との連携



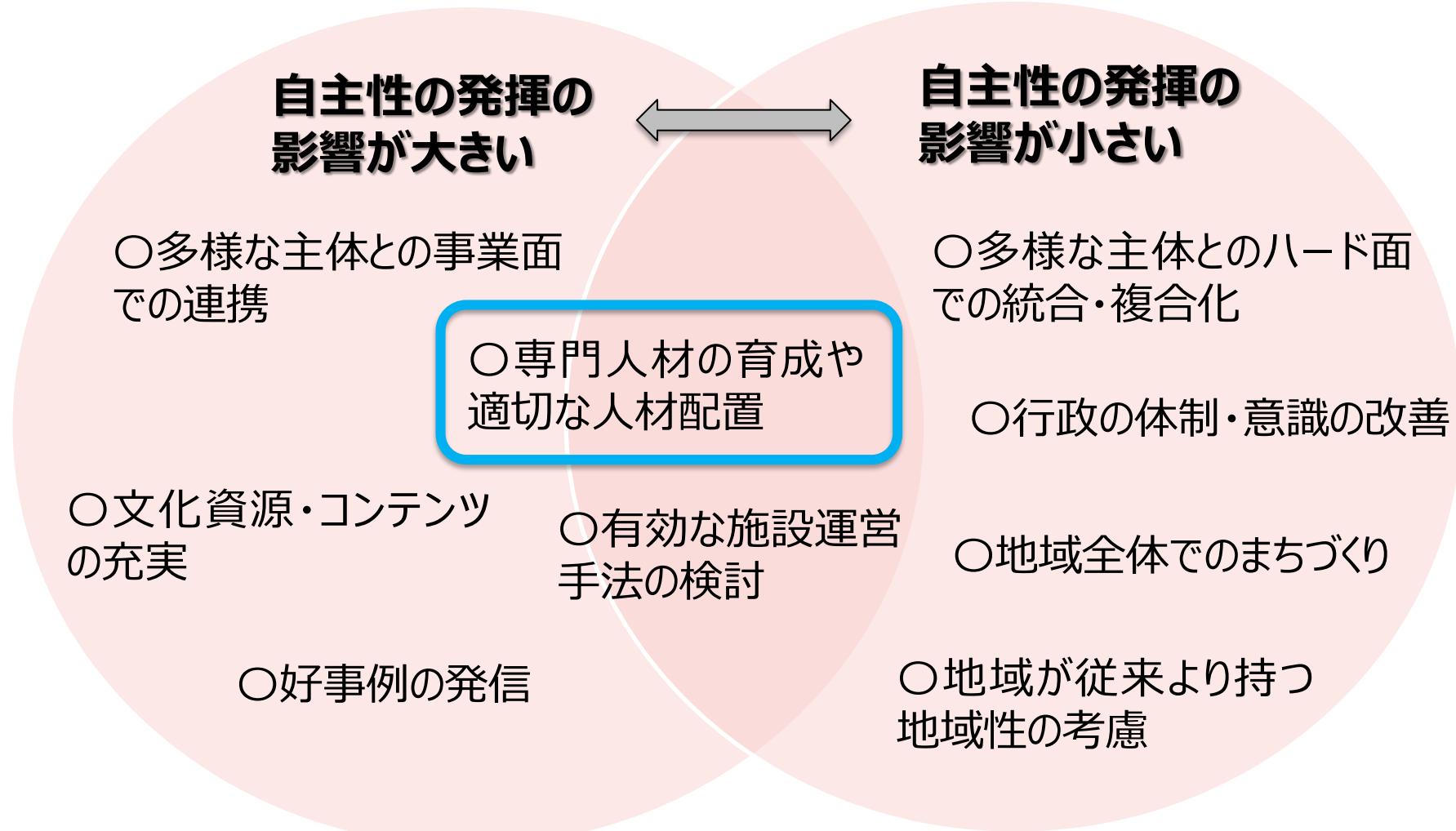
[類型②]
生活性や事業性が高く、
歴史・文化を体現する施設
(古民家・酒蔵等の伝統的建築物等)

- ・地域の誇りや心の拠り所、安心感
- ・伝統的な建築や活動が持つ歴史的/文化的価値との共存
- ・地域文化の拠点としての機能
- ・地域の伝統的行事の継承拠点

- ・後継者問題（高齢化問題）
- ・メンテナンスコスト（維持費）
- ・デジタル化含めて時代が求める新たな機能や利便性とのバランス確保

以下のとおり、文化施設の自主性の発揮が大きく影響を与える領域と、文化施設と他の主体との協働が欠かせない領域があると考えられる。

本部会での議論は当面、各文化施設の自主性の発揮が効果的に作用する領域を中心取り扱ってはどうか。



これまでの委員の意見整理

第2期文化施設部会
第1回(R7.4.22)資料



【ネットワーク連携】

- ・館の特徴としても、文化だけでなく健康や教育等、他分野と連携することは今や当然。そういう特徴のあるハブ館が展開していくか。
- ・地域に必要な場所になるために地域課題を解決する→解決には博物館の人材だけでは十分でない→他の施設との融合、多機能化と言ったことも必要ではないか。
- ・文化的価値を持つコミュニティの数を減らしてはいけない。それを残しながらいかにネットワーク化するか、総合的に検討できるプラットフォームが必要。
- ・アートフェア等が行われると一度に複数館が集まるのでネットワーク連携できるが、一度一緒にやるだけでは意味が無い。それをきっかけに本質的なネットワーク形成まですべき。

【人材】

- ・プロデュースできる人材が重要。そういう人は既にいるが、もっと顔が見える形で活躍していくべき。
- ・人材それぞれの専門性をどうとらえて配置するか。
- ・優れたプロデューサーが各施設をつなぎながら地域に根づいて、自治体と教委とも連携して、地域全体をプロデュースする人が育つかどうか。
- ・芸術は人が作るものなので、人に焦点を当てることが必要。
- ・非正規雇用が多い現代への対応。
- ・公立施設は現在でも苦しい中で、各館の規模や内容に応じて、人とお金をどう組み合わせるか。
- ・町おこしでは、商工会議所のメンバー等も重要。
- ・現場職員から経営側に変わる際の研修が必要。研修の一覧があれば共有して欲しい。
- ・若い人たちをどう議論に巻き込むか。
- ・学校教育との繋がりが重要。幼少期から文化施設を馴染の場所にするにはどういう繋がりが良いのか、若い世代に考えてもらうのも良い。
- ・行政マンのスペシャリストも必要。地方公共施設でも経営という観点を持つべき。

【施設運営】

- ・指定管理者制度の功罪は考えるべき。
- ・指定管理の評価は一斉に行うが、長期的な視点で評価すべき。
- ・指定管理期間のなかで学芸員や職員の専門性をどう受け継ぎ育成できるのか。
- ・コンセッションも民間の理論だけで進むのは危険あり、文化政策上の検討が行われるべき。
- ・スポーツでは球団が球場ももって一体運営⇒文化では施設管理者と現場職員やコンテンツを作る側が全く別になっているのでは。
- ・民間委託が良いかは大規模・小規模で違いがあるので区別して考えるべき。

【文化資源・コンテンツ】

- ・ファッショ、マンガ、アニメ、建築など、日本の強いコンテンツを体系的に見せることのできる文化施設を作るべき。
- ・コンテンツの中身によって、どういう施設や運営形態にするか検討すべき。
- ・文化施設の持続可能性は、本来文化施設が持つべきコンテンツの力が必要。
- ・ザンビアでは村丸ごと博物館、のようなコミュニティミュージアムの事例あり。

【地域振興・まちづくり】

- ・地域に行けば行くほど、歴史系の博物館等、その立地に価値や意味がある施設があり、簡単に都市部に統合という訳にはいかない。
- ・博物館が地元の誇りを生み出す可能性は大きい。
- ・その地域の有名人や作品等と文化施設のコンセプトを合わせた町おこしも。
- ・コンパクトシティは施設によって良し悪しが変わる。施設が地域の中心だけに集まってしまった場合、人が逆に郊外に出てしまうパターンもあるので、十分な分析が必要。
- ・住民にとって良い施設を考えるために、施設を超えた都市デザイン、まちづくり的な発想が重要。
- ・観光客にとって良いもの、住民にとって良いもの、その関係性も要確認。
- ・文化施設に行くための交通手段の問題あり、行政縦割りでは無く、地域全体として盛り上げ必要。
- ・今後の人口減少では、行政の積極性によって栄える町と廃れる町の差が開くのではないか。
- ・まちづくりの中で、住民とファンが交流する場として博物館や美術館も重要。
- ・文化施設のほうからまちづくりを用意させることは難しい、理想の全体最適を描きながら部分最適していくのでは。

【経営改善・収益性】

- ・常設の施設としてどのように人を集めのか、収益を上げる方策の改善が必要。
- ・各地域や地域の状況に応じて、施設が成り立つ要件定義を行う。
- ・「将来世代に残したい」「もう一度来たい」という思いから、入館料が上がっても良い、寄附するという人も多い。
- ・行政はコストダウンを考えるが、それでは良い人も来ず、劇場も発展しないので、安ければ良いという発想は転換すべき。

【その他】

- ・施設に限らず、芸術祭やアートフェア等テンポラリーなイベントも重要。
- ・結局、劇場法、博物館法、図書館法と、それぞれの法律に縛られてしまうので簡単に連携できない。横串を通して欲しい。そのための具体的な技法を検討すべし。
- ・新しい施設を作るのは夢を描きやすいが、既存施設をどうするかは難しい。
- ・好事例の周知の場（サミット、アワード等）を設置すべき。
- ・好事例が上手くいった要因（属人的なのか、仕組みの工夫か等）を共有できれば良いのでは。
- ・あくまで専門性があつての多角化であるため、全ての施設・分野で多角化をする必要は無いのでは。

「文化施設」の展開① ~博物館の歴史

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



- ・明治 4 (1871) 年 文部省を設置し、「博物局」が置かれる
- ・明治 5 (1872) 年 湯島聖堂で博覧会開催、東京国立博物館の誕生
- ・明治10 (1877) 年 教育博物館設置 (国立科学博物館)
- ・昭和 3 (1928) 年 博物館事業促進会 (日本博物館協会の前身) 設立
- ・昭和24 (1949) 年 社会教育法制定
- ・昭和25 (1950) 年 文化財保護法制定 (法隆寺の火災がきっかけ) 、図書館法制定
- ・昭和26 (1951) 年 博物館法制定 (博物館数 国立33, 公立71, 私立97)
- ・昭和40 (1965) 年～ 公立博物館の急増：明治百年、市町村制百年の記念事業
各地に博物館が作られる 多彩な私立・企業博物館も誕生
- ・平成13 (2001) 年 国立博物館の独立行政法人化
- ・平成15 (2003) 年 公立博物館への指定管理者制度の導入
- ・平成20 (2008) 年 公益法人改革による私立博物館の再編
- ・平成26 (2014) 年 地方独立行政法人による公立博物館運営
- ・令和 5 (2023) 年 約70年ぶりに博物館法大改正、施行



国立科学博物館



東京国立博物館

「文化施設」の展開② ～劇場・音楽堂等の歴史

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



・江戸時代～ 歌舞伎小屋や芝居小屋等の専用施設

・明治23(1890)年 東京音楽学校奏楽堂 (日本初と言われる西洋文化対応施設)

・明治44(1911)年 帝国劇場 (日本初と言われる本格的西洋様式ホール)

・大正17(1918)年 大阪中央公会堂 (日本初と言われる公会堂)

* 戦後～1960年代頃まで全国各地で公会堂の建設が進む



現在の旧東京音楽学校奏楽堂
(出典：台東区HP)

・昭和28(1953)年 愛媛県民会館 (公共ホールの皮切り)

・昭和29(1954)年 重要無形文化財指定制度 施行

神奈川県立音楽堂 (日本初と言われる音楽専用ホール)

・昭和36(1961)年 東京文化会館 (コンサート、オペラ公演を目的とした施設)

* 高度経済成長期に文化会館・公共ホールの建設が進む

・昭和41(1966)年 国立劇場

* 1980年前後から多目的から専用ホールへ、1990年以降に創造型劇場(自ら作品制作を行う劇場)への流れ

・平成 2(1990)年 水戸芸術館 (創造型劇場の先駆け)

・平成 9(1997)年 世田谷パブリックシアター (創造型劇場を牽引)、新国立劇場

・平成10(1998)年 新潟市民芸術文化会館りゅーとぴあ (専属舞踊団を併設)

・平成15(2003)年 指定管理者制度 (地方自治法改正) 導入

・平成24(2012)年 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 施行



大阪市中央公会堂
(出典：OSAKAINFO
大阪公式観光情報 HP)



新国立劇場・オペラパレス
(出典：新国立劇場HP)

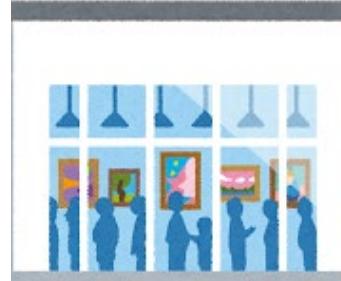
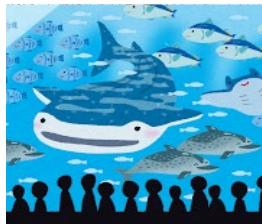
(文化庁調べ ※建設・開場順)

利用者目線から見て「文化施設」が提供する価値

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



これまでの「文化施設」との一般的な関わり方から得られる提供価値



- ・初めて見る世界との出会い
- ・生涯忘れ得ない経験
- ・興味の芽生え

- ・学びの場
- ・授業の一環としての訪問
- ・知的好奇心の芽生え

- ・友人知人と訪問の場
- ・気分転換
- ・知的空間での思索

- ・余暇
- ・趣味

- ・余生の生きがい
- ・孫と一緒に

幼年期

児童・少年期

壮年期

老年期

今後、さらに期待される提供価値

サークル等による自己実現、自己研鑽、サードプレイス、探究

放課後・休日の自分の居場所、娯楽、楽しみ、趣味、生きがい、時間的価値の共有

健康、幸福、社会包摂、社会的処方、地域課題解決

創造的活動の場、観光や産業への寄与による地域活性化

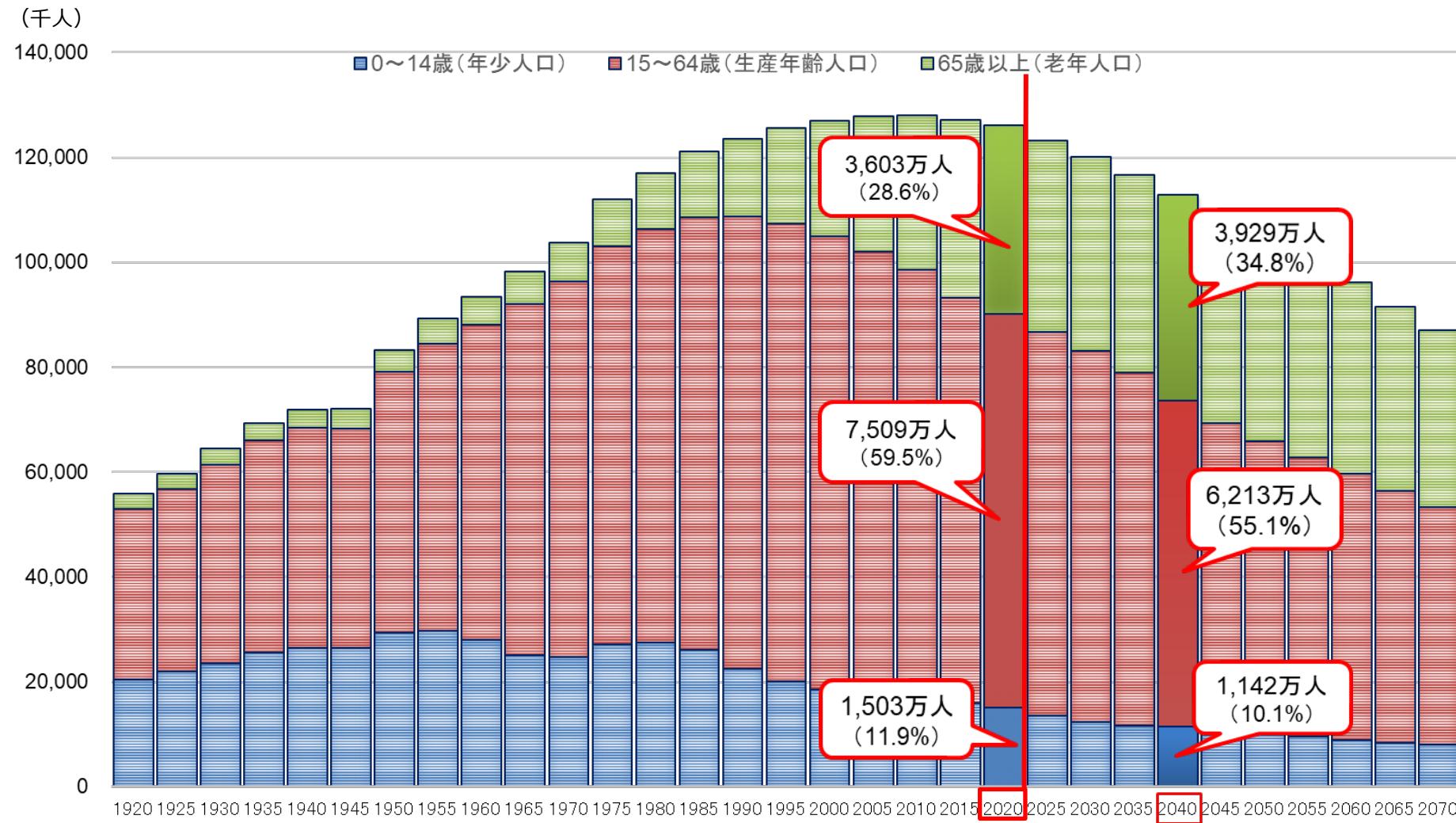
地域社会の活性化、地方創生に向けて大きなポテンシャル（裏腹として、実現できない場合は大きなリスク）

「文化施設」が直面する変化① ~人口減少

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



- 少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少。
- 我が国の総人口の三分の一以上は65歳以上となる。【国立社会保障・人口問題研究所】



※推計値は出生中位（死亡中位）推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老人人口としている。

推計値

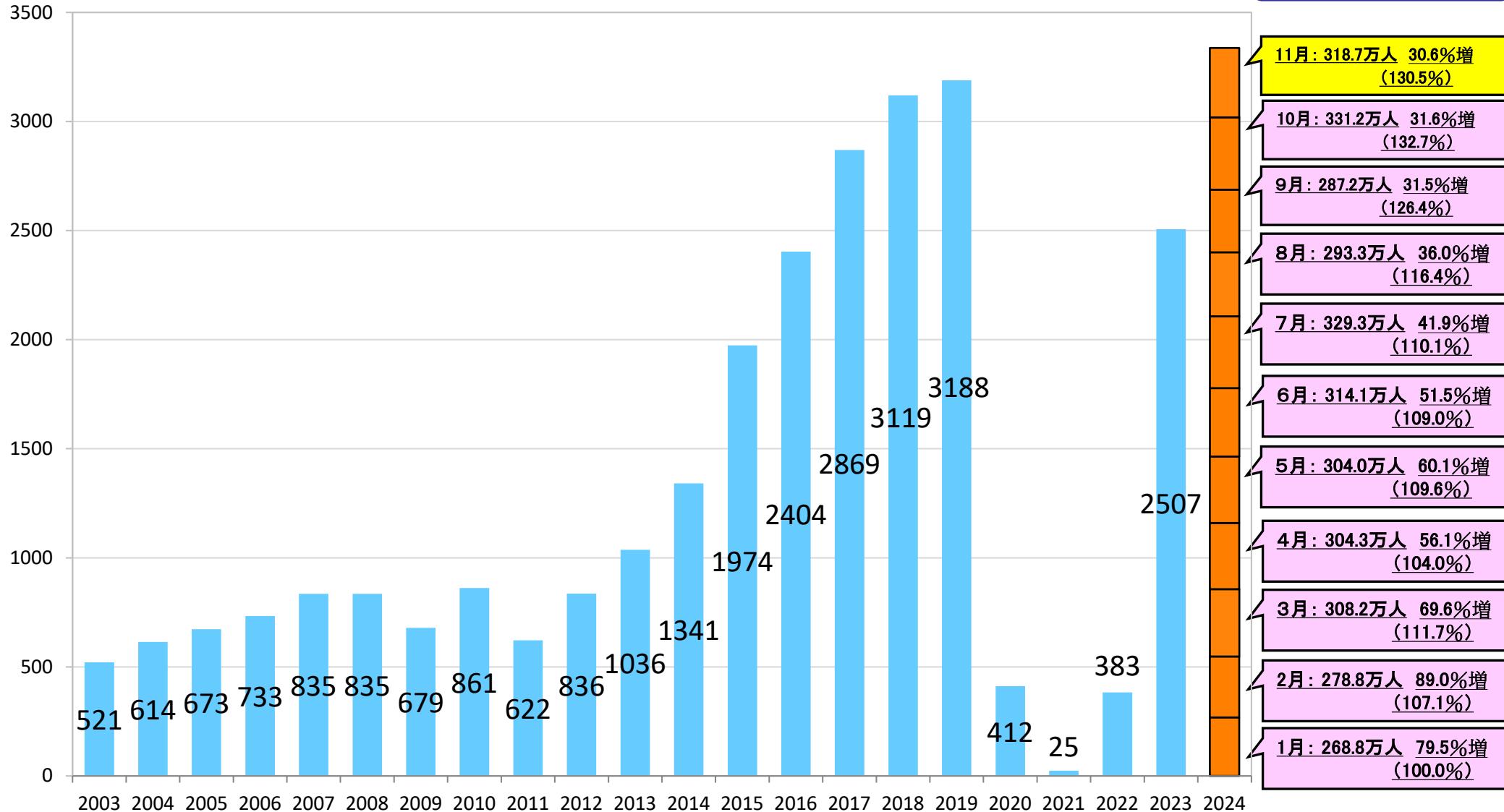
(出典) 1920年～2020年:「人口推計」(総務省)、2025年～2070年:「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

「文化施設」が直面する変化② ~グローバル化

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



- コロナ前の2019年まで、訪日外国人旅行者・出国日本人どちらも右肩上がりに増加。
- コロナ禍で激減したものの、2023年には2019年の約7割まで回復。



注) 2023年以前の値は確定値、2024年1月～9月の値は暫定値、2024年10月～11月の値は推計値。
%は対2023年同月比、()内は対2019年回復率

(出典) 日本政府観光局 (JNTO)

「文化施設」が直面する変化② ~グローバル化

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



国・地域	Country/Area	総数 Total					総数 Total				
		2019年	2023年	2024年	前年比	2019年	2019年	2023年	2024年	前年比	2019年
		11月	11月	11月	伸率(%)	回復率(%)	1月～11月	1月～11月	1月～11月	伸率(%)	回復率(%)
総数	Grand Total	2,441,274	2,440,890	3,187,000	30.6	130.5	29,355,662	22,332,235	33,379,900	49.5	113.7
韓国	South Korea	205,042	649,877	749,500	15.3	365.5	5,336,638	6,175,768	7,950,300	28.7	149.0
中国	China	750,951	258,343	546,300	111.5	72.7	8,884,160	2,112,683	6,376,900	201.8	71.8
台湾	Taiwan	392,102	403,498	488,400	21.0	124.6	4,542,333	3,802,934	5,553,200	46.0	122.3
香港	Hong Kong	199,702	200,428	227,100	13.3	113.7	2,041,150	1,863,322	2,397,800	28.7	117.5
タイ	Thailand	140,265	114,108	118,000	3.4	84.1	1,154,041	869,736	1,002,200	15.2	86.8
シンガポール	Singapore	65,295	86,052	95,800	11.3	146.7	391,876	477,572	555,000	16.2	141.6
マレーシア	Malaysia	64,987	51,386	62,000	20.7	95.4	423,342	354,906	435,200	22.6	102.8
インドネシア	Indonesia	37,213	42,135	48,800	15.8	131.1	353,576	365,686	442,600	21.0	125.2
フィリピン	Philippines	64,763	63,718	87,100	36.7	134.5	531,572	543,186	710,100	30.7	133.6
ベトナム	Vietnam	41,892	46,793	50,200	7.3	119.8	464,445	536,869	581,100	8.2	125.1
インド	India	14,863	16,553	23,500	42.0	158.1	164,157	152,879	216,000	41.3	131.6
豪州	Australia	48,327	59,571	80,300	34.8	166.2	549,118	523,591	807,800	54.3	147.1
米国	U.S.A.	148,993	184,769	247,500	34.0	166.1	1,579,363	1,862,688	2,486,100	33.5	157.4
カナダ	Canada	33,316	38,959	47,300	21.4	142.0	340,130	389,433	531,100	36.4	156.1
メキシコ	Mexico	6,494	9,859	13,500	36.9	207.9	65,246	85,603	139,800	63.3	214.3
英国	United Kingdom	37,709	29,509	37,000	25.4	98.1	396,529	297,605	406,800	36.7	102.6
フランス	France	24,290	24,182	31,100	28.6	128.0	316,072	259,704	364,300	40.3	115.3
ドイツ	Germany	19,525	18,629	25,200	35.3	129.1	222,905	221,600	310,100	39.9	139.1
イタリア	Italy	12,350	13,379	20,800	55.5	168.4	151,573	141,745	214,600	51.4	141.6
スペイン	Spain	10,535	11,007	18,800	70.8	178.5	122,948	109,512	171,800	56.9	139.7
ロシア	Russia	13,142	5,914	13,900	135.0	105.8	111,210	38,710	93,400	141.3	84.0
北欧地域	Nordic Countries	12,157	9,423	12,300	30.5	101.2	131,131	105,718	140,100	32.5	106.8
中東地域	Middle East	9,836	7,952	19,100	140.2	194.2	89,606	102,330	153,700	50.2	171.5
その他	Others	87,525	94,846	123,500	30.2	141.1	992,541	938,455	1,339,900	42.8	135.0

◆注1：上記の2019年、2023年の数値は確定値、2024年の数値は推計値である。

◆注2：訪日外国人旅行者数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。具体的には、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外国人旅行者に含まれる。なお、上記の訪日外国人旅行者数には、乗員上陸数は含まれない。

◆注3：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注4：北欧地域はスウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドを指す。

(出典) 日本政府観光局 (JNTO)

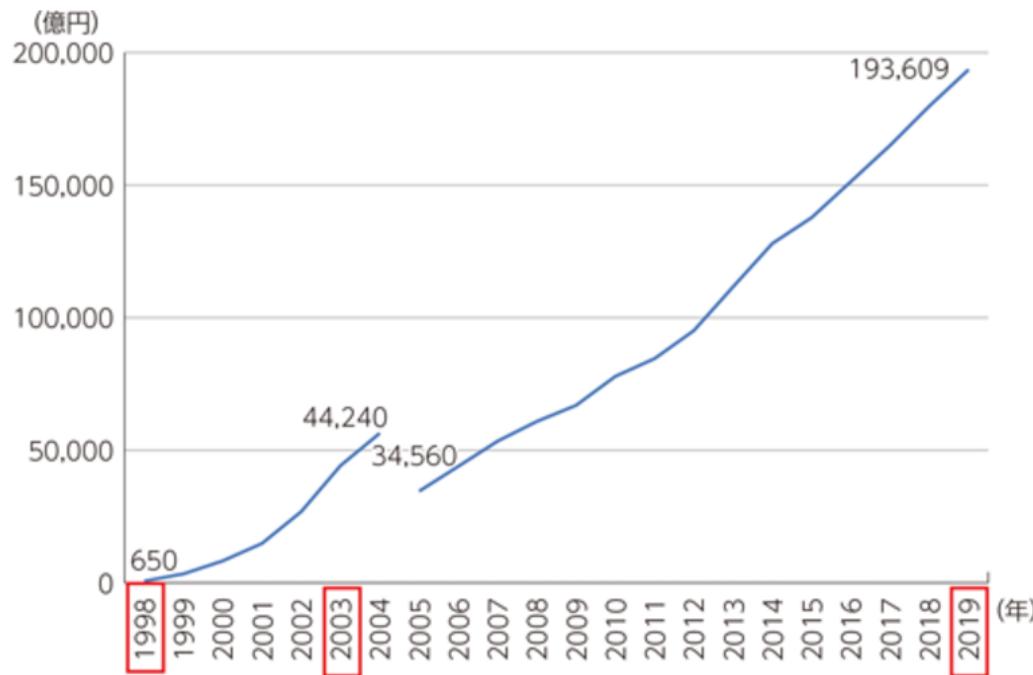
「文化施設」が直面する変化③ ~デジタル化

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



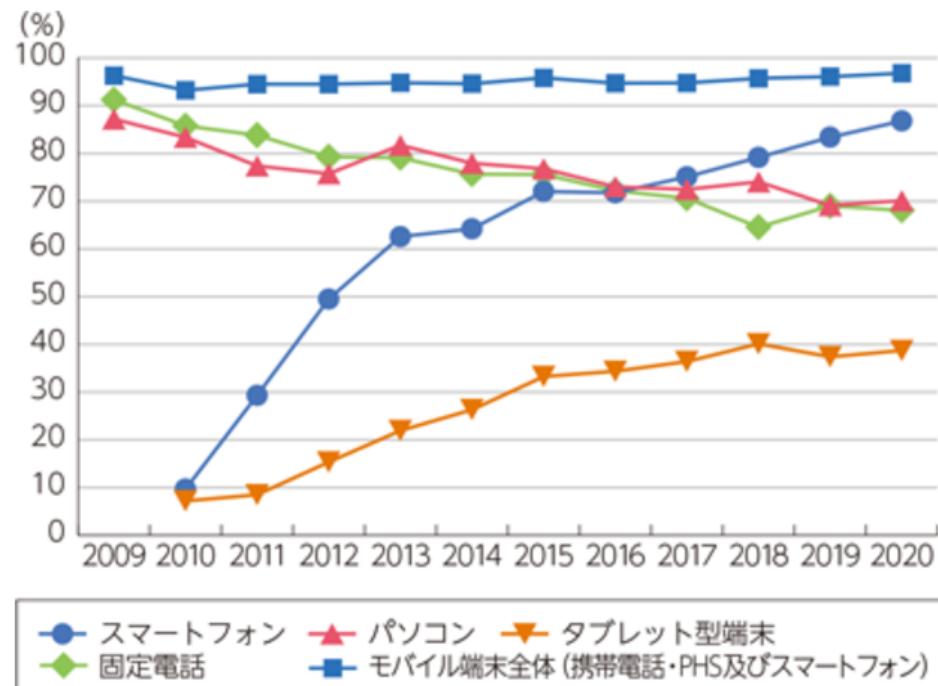
- デジタルでの商取引の市場規模は右肩上がり。
- 行政サービスにおいてもデジタル化が導入されるなど市民生活のデジタル化が進展している。

図表0-1-2-8 国内電子商取引(BtoC)市場規模²²



(出典) 経済産業省「電子商取引実態調査」各年版を基に作成

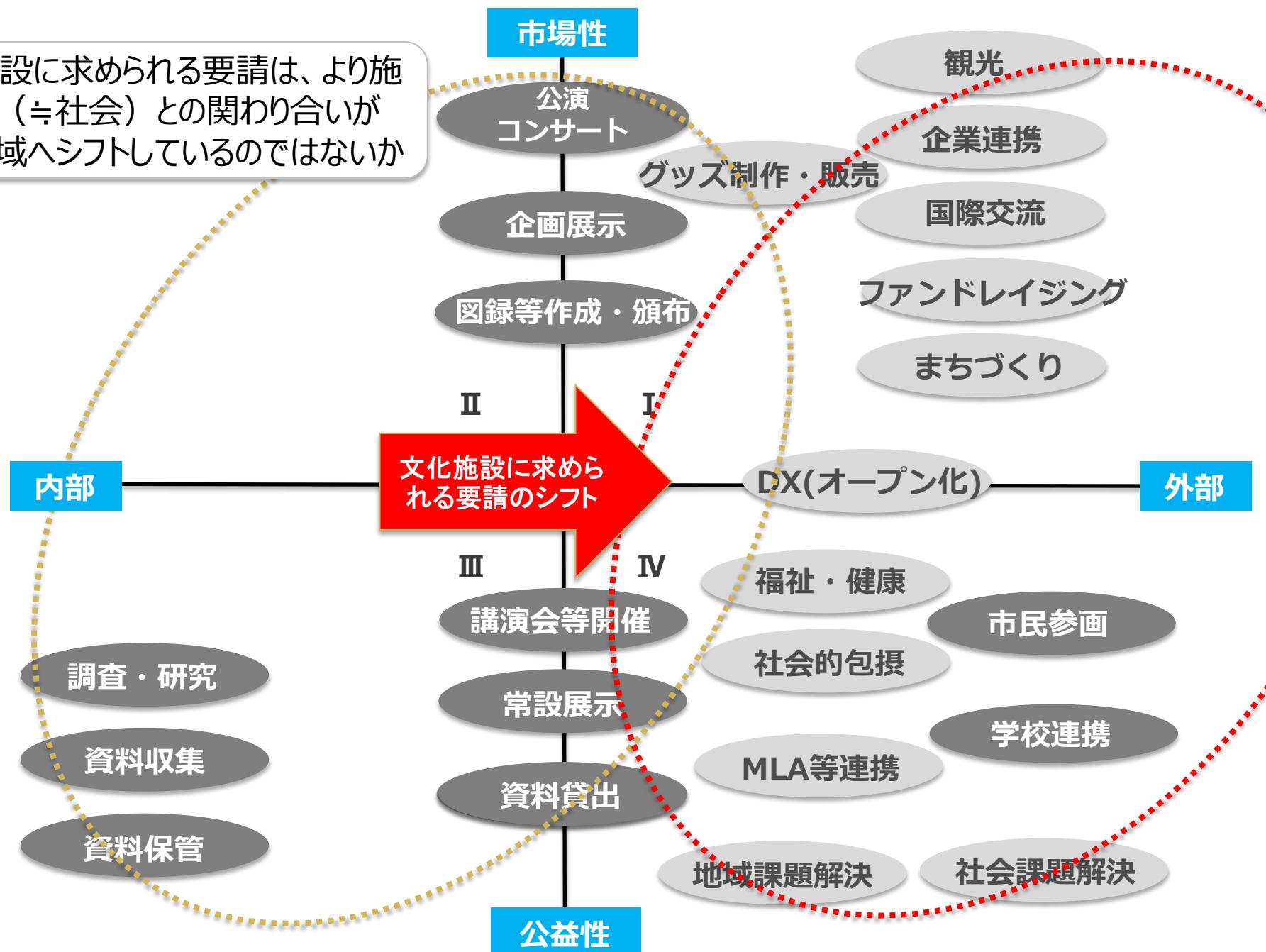
図表1-1-1-1 情報通信機器の世帯保有率



(出典) 総務省「通信利用動向調査」各年版を基に作成

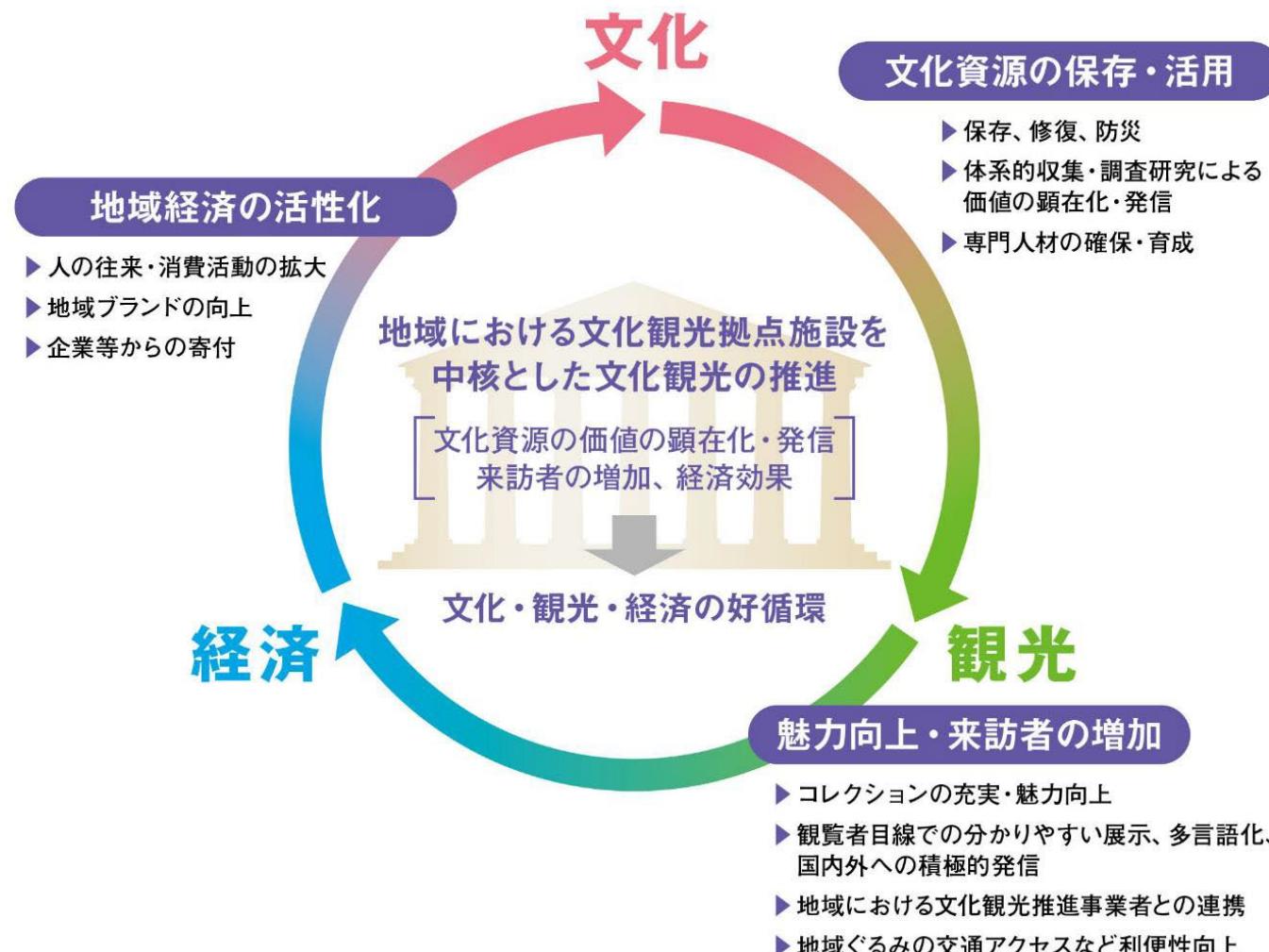
「文化施設」が直面する変化④ ~ニーズの多様化と外部化

- 文化施設に求められる要請は、より施設の外（＝社会）との関わり合いが深い領域へシフトしているのではないか



「文化施設」が直面する変化④ ~ニーズの多様化と外部化

- 例えば、文化観光の文脈で見てみても、文化資源自体であるとともに、文化資源を扱う「場」である「文化施設」を、文化観光拠点として中核に据えながら、文化、観光、そして経済の好循環に繋がる取組を推進することを目指している。



「文化施設」の課題① ~人的資源の制約

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



- 常勤職員が少ない、また施設運営や活動の中心を担う専門人材が配置されていない施設が多数存在。
⇒ 人的リソース不足、（専門人材を確保できていないことによる）ノウハウ不足

○博物館

日本の博物館の典型的な姿
(参考資料: 令和元年度 日本の博物館総合調査研究報告書
日本博物館協会)

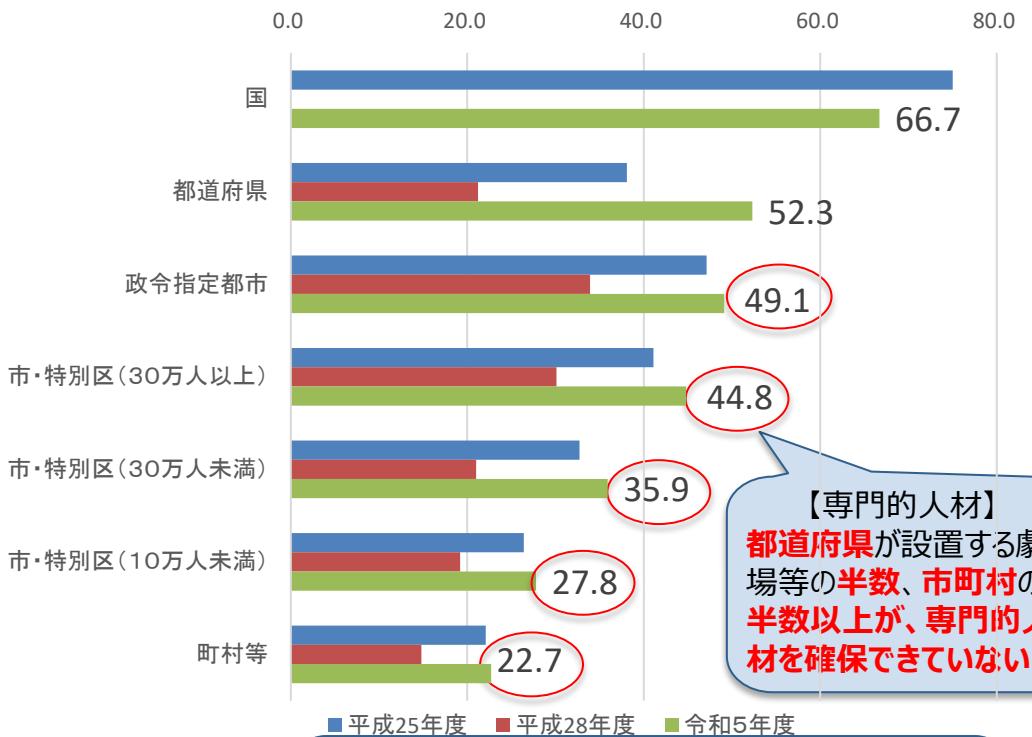
開館からの年数	30年
敷地総面積	4,075m ²
建物延べ床面積	1,337m ²
常勤職員数	3人
非常勤職員数	1人
学芸員資格保有者常勤職員数	1人
資料(人文系資料)	2,778点
資料(自然系資料)	500件
開館日数	300~324日
入館者数	5,000人未満 (平均値は7万人強)

【常勤職員数】
5人以下 65.1%
6~10人 17.9%
**10人以下の博物館が
83.0%**

【学芸員】
活動の中心を担う学芸員を配置していない博物館も多い。

○劇場・音楽堂等（公立）

専門的人材確保できている館の割合(設置者別)



【劇場における非正規職員割合】
平成30年度 55.8%
令和4年度 58.5%
非正規職員の割合は6割弱で推移

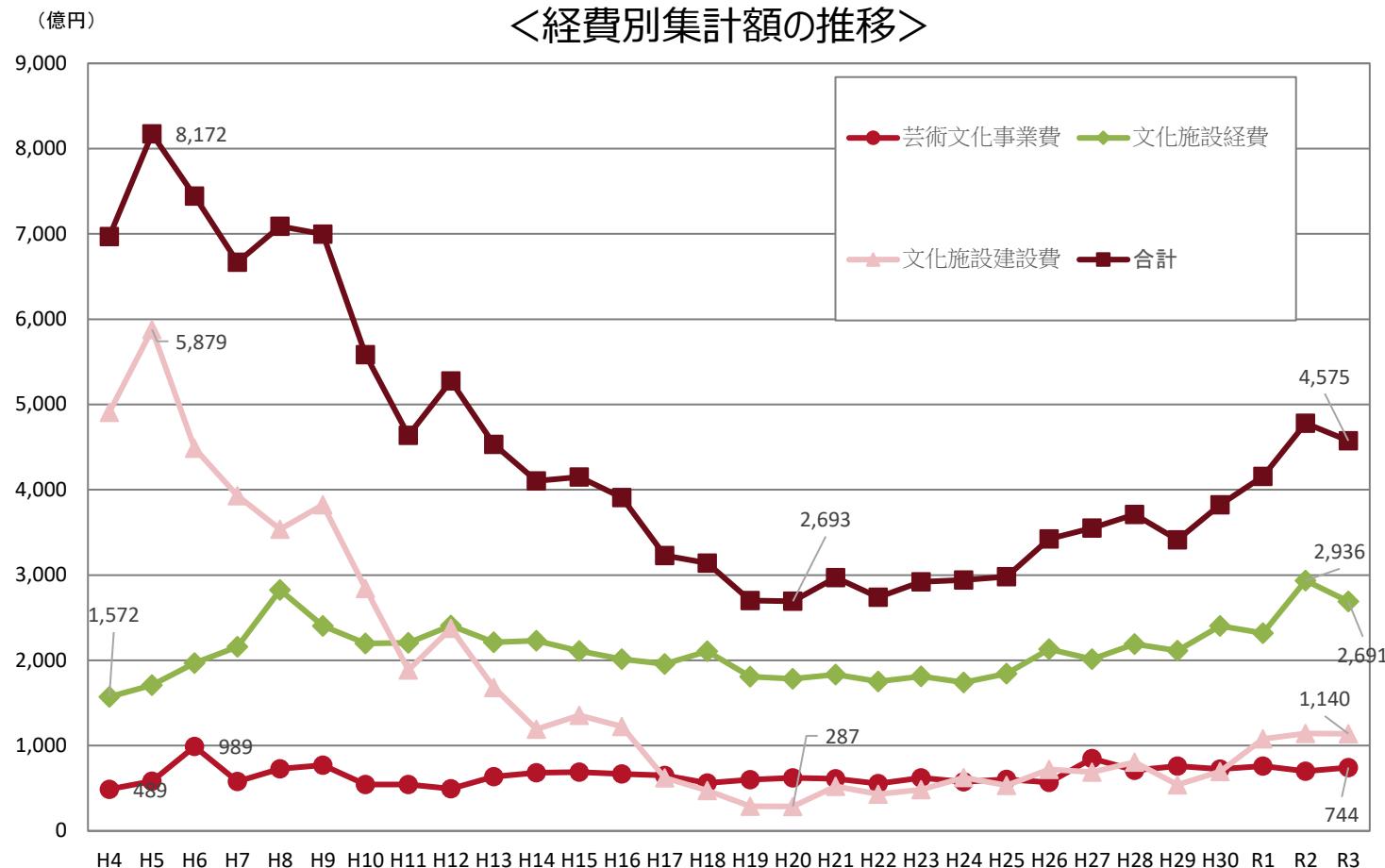
(出典) 公益社団法人全国公立文化施設協会
「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」報告書 (各年度版) より

「文化施設」の課題② ~予算・運営資金の制約

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料



- 「文化施設」に係るいずれの経費も近年は概ね横ばい～漸増傾向（※コロナ要因は除く）の中で、今後、「文化施設」の老朽化による「建設費（▲）」増を施設運営主体が負担できるか不透明。
⇒ 慢性的な予算・運営資金の制約に、施設の老朽化が重い負担になるのではとの不安



（出典）文化庁「地方文化行政状況調査」

「文化施設」の課題③ ~地域間の格差

第1期文化施設部会
(第1回)(R7.1.9)資料

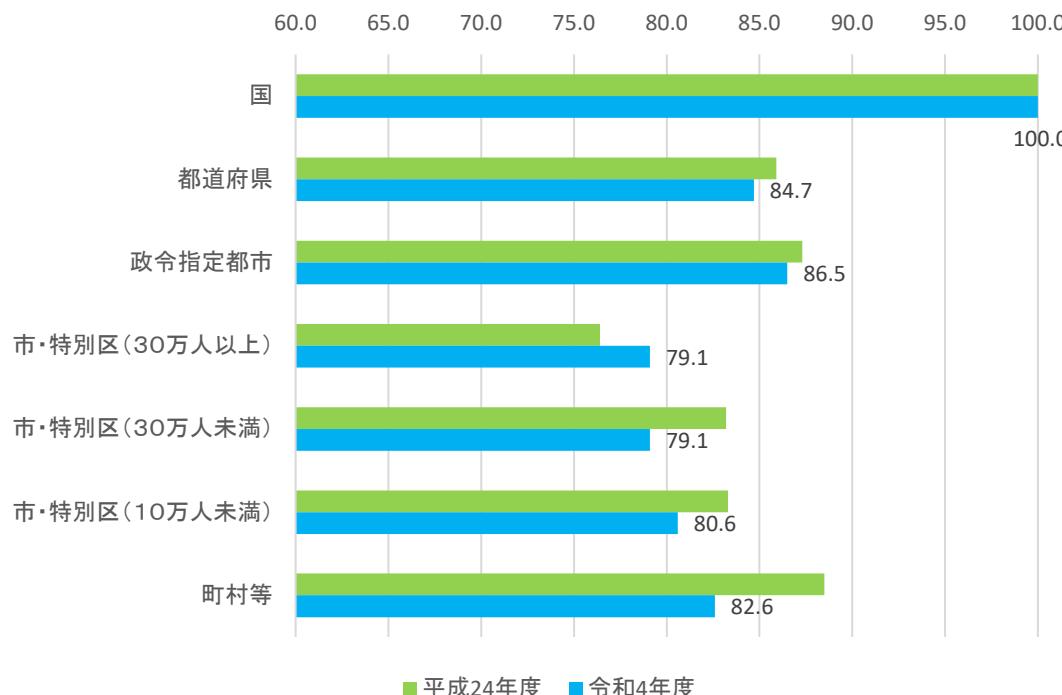


- 大都市圏とそれ以外を比較すると、文化芸術の鑑賞機会、劇場・音楽堂等における主催文化事業の実施割合等に差がある。
 - 施設稼働率にも大きな違い。
- ⇒ 大都市圏以外における施設活用のあり方は大きな課題ではないか

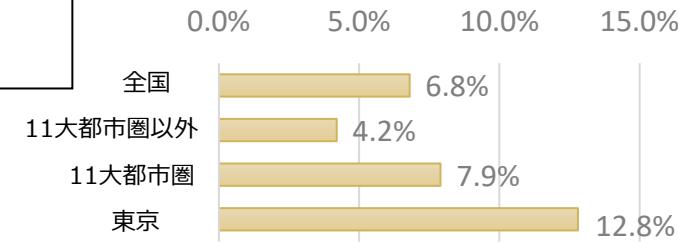
○劇場・音楽堂等（公立）

(出典) 公益社団法人全国公立文化施設協会
「劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査」報告書（各年度版）より

主催文化事業実施割合

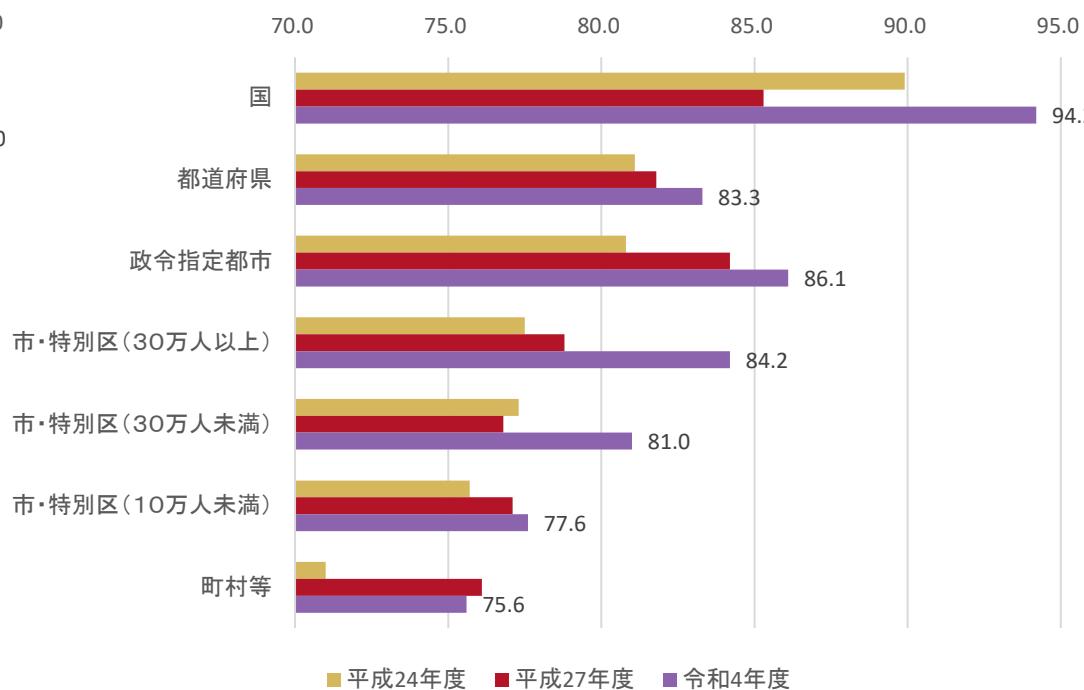


令和3年度における演芸・演劇・
舞踊鑑賞を行った行動者率



出典：社会生活基本調査（令和3年度）

施設稼働率



文化施設の置かれた状況・課題

- ①複雑化、高度化する社会からの要請への対応
- ②リソースの限界（人的、予算的側面等）
- ③将来を見通した合理化や最適化の模索

考えるべきリスク

- 「文化施設」の活動継続の困難化により、地域の人々にかけがえのない機会を提供出来なくなる恐れ（個人の尊厳へのリスク）
- 特に子どもの体験の機会を提供出来なくなる恐れ（将来の担い手・受け手育成上のリスク）
- 地域文化の核の喪失による、地域の衰退に繋がる恐れ（地域の歴史文化へのリスク）
- 地域における人にぎわい等の消滅による地域の魅力の減退・地域経済への閉そく感の恐れ（地域社会経済上のリスク）



今後の方向性として、

文化施設を時代の状況とニーズに即してアップデートや高度化を上手く図ることにより、以下のようなアウトカムを目指せないか。

★人々の生きがいの創出

生きる力の源泉、個人の尊厳を守る「場」としての文化施設

★地域の活性化

魅力ある文化施設が吸引力となり、「ここに住みたい、暮らしてみたい」と思える魅力の創出、経済的効果の実現

★文化観光拠点として機能

海外からの誘客、ツアーへの組込

★地域の諸課題の解決

課題解決や地域イノベーションの源泉

★文化施設自体による地域のシンボル化

地域の人々の暮らし全体の中核

- 日本には1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくいが、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つコンテンツ市場の衰退の危機。
- 我が国の文化芸術の海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。

事業内容

次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

◆ クリエイター・アーティスト育成支援

- 2023年3月、岸田総理は、「広い意味での日本の誇るべきクリエイターへの支援を検討」することを表明。クリエイター等の挑戦を後押しするためには、企画から制作、国内外での展開まで一気通貫した支援が重要。
- 新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、コンテンツ産業の競争力強化に資するため、新たなビジネス展開も視野にクリエイター等を対象とした総合的な人材育成支援を行う。

世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・交渉・制作・発表・海外展開まで的一体的な活動を、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・45億）

【事業例】

- 国内外で活躍が期待される国際コンクール受賞者や、若手演奏家、実演家、脚本家、作曲・作詞家、プロデューサー等を起用し、世界的な活動実績を有する指導者等が若手を現場で育成しながら海外公演等の海外展開を行うプロジェクトを支援。国内外の主要な音楽祭や劇場等で活躍する人材を育成。
- 創作支援プログラムで育成した若手クリエイター等を対象に、海外での活躍実績等がある専門家等が、海外展開に向けたアドバイス、ノウハウの共有等のサポートを実施し、海外アートフェスティバル等へ出品・展示を支援。グローバルに活躍できる人材を育成。

◆ 文化施設による高付加価値化機能強化支援

- 博物館・美術館、劇場等の文化施設について、グローバルに通用するクリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該クリエイター・アーティスト等の（国内における）活動の拠点かつ活動に対して新たな高い価値を付加する拠点としての機能を形成することを推進する。
- また、こうしたクリエイター・アーティスト等が生み出す作品を含めて、施設が持つ価値（コンテンツ）をデジタル・アーカイブ化等も行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹きつけるための支援を行う。

次代を担うクリエイター・アーティストの国内における活動・発信拠点となるべく文化施設における発信力の強化（デジタル・アーカイブ化含む）、新たな高い価値を文化芸術活動に付加する取組について、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・15億）

【事業例】

- クリエイター等の作品や関連資料等のデジタル・アーカイブ化
- デジタルコンテンツ活用やクリエイター等自身のパフォーマンス等による展覧会や公演含め施設の運営・機能強化
- デジタルコンテンツ活用型やクリエイター等自身のパフォーマンス等によるグローバルな発信等の支援

（担当：参事官（芸術文化担当）付、文化経済・国際課、企画調整課）

文化施設による高付加価値化機能強化支援事業の採択状況（9月10日採択結果発表）

博物館・美術館等と劇場・音楽堂等の2つの分野において、海外発信力や高付加価値化等の優れた成果が期待できる構想を採択（採択件数13件／応募総数63件）

分野	区分	採択件数
◆ 博物館・美術館等	大規模	3件（日本美術、メディアアート、現代アート等）
	中規模	1件（伝統工芸）
	小規模	—
◆ 劇場・音楽堂等	大規模	—
	中規模	4件（現代音楽、野外パフォーマンス、舞台芸術等）
	小規模	5件（演劇、ダンス、伝統芸能、メディアアート等）

〔取組の具体例〕

※事業規模別に以下の区分を設けており、各施設は複数の区分に応募可能。
大規模：3億円まで、中規模：1. 5億円まで、小規模：4千万円まで

【最先端技術の活用】

- ◆ クリエイターが取り組む超高細密コンテンツやイマーシブな空間作りを通じ、グローバルな評価を確立する。
- ◆ AIやロボット、メディアアートを活用した創作と海外発信、公演等に一貫して取り組み、世界有数の創作拠点となる。

【地域資源の磨き上げ】

- ◆ 竹工芸の魅力のグローバルなポテンシャルに着目し、アーティストの創作等を世界に対して発信していく。
- ◆ 地域の自然・郷土等から受けた刺激をクリエイションに活かしたダンス分野の育成・発信を行い、国際的評価を得る。

【国際連携・共同制作】

- ◆ 日本の伝統美術・工芸を世界展開する新たなチームが、新興国等で優れた展示を行い、普及担い手を創出する。
- ◆ ストリートシアター分野の国際共同制作を通じて、若手クリエイターを海外に発信、拠点としての価値を高める。

博物館機能強化推進事業

令和7年度予算額（案）

369百万円

（前年度予算額）

397百万円

【令和6年度補正予算額】

140百万円



背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤を整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業（274百万円）

① Museum DXの推進 40百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

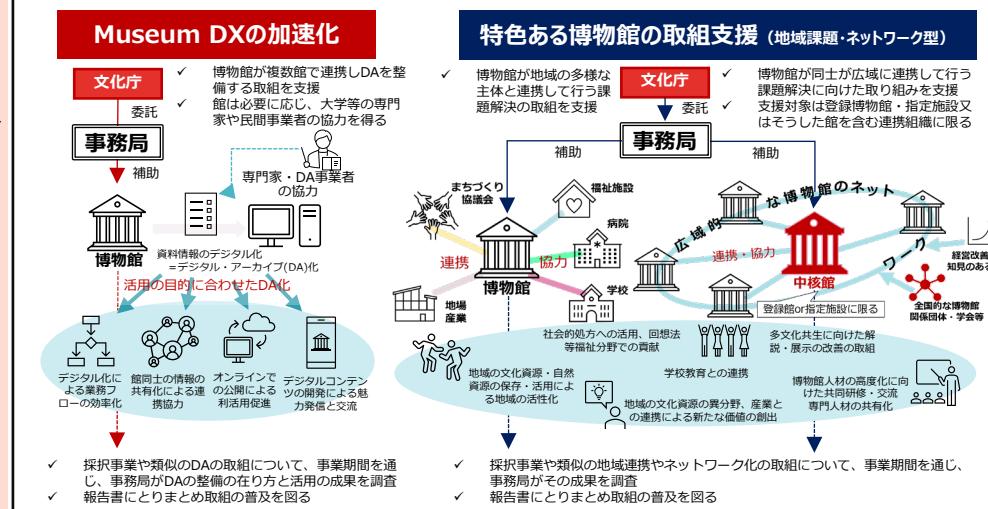
- 件数・単価：2件 × 20百万円

② 特色ある博物館の取組支援 198百万円

これらの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

- 件数・単価：
 - i) 地域課題型 81百万円
 - ii) ネットワーク型 97百万円
 - iii) 民間博物館活用型 20百万円

※委託事務費 36百万円（①②）



(2) 新制度におけるミュージアム応援事業（95百万円）

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：
 - i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円（組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証・派遣等）
 - ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×18百万円（専門的人材の派遣）
 - iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 57百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等）

アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和5年	令和6年	令和7年
33	30	28

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和5年	令和6年	令和7年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和7年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度50%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。

根拠法：**地方自治法**

条文：第244条の2 第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

要件

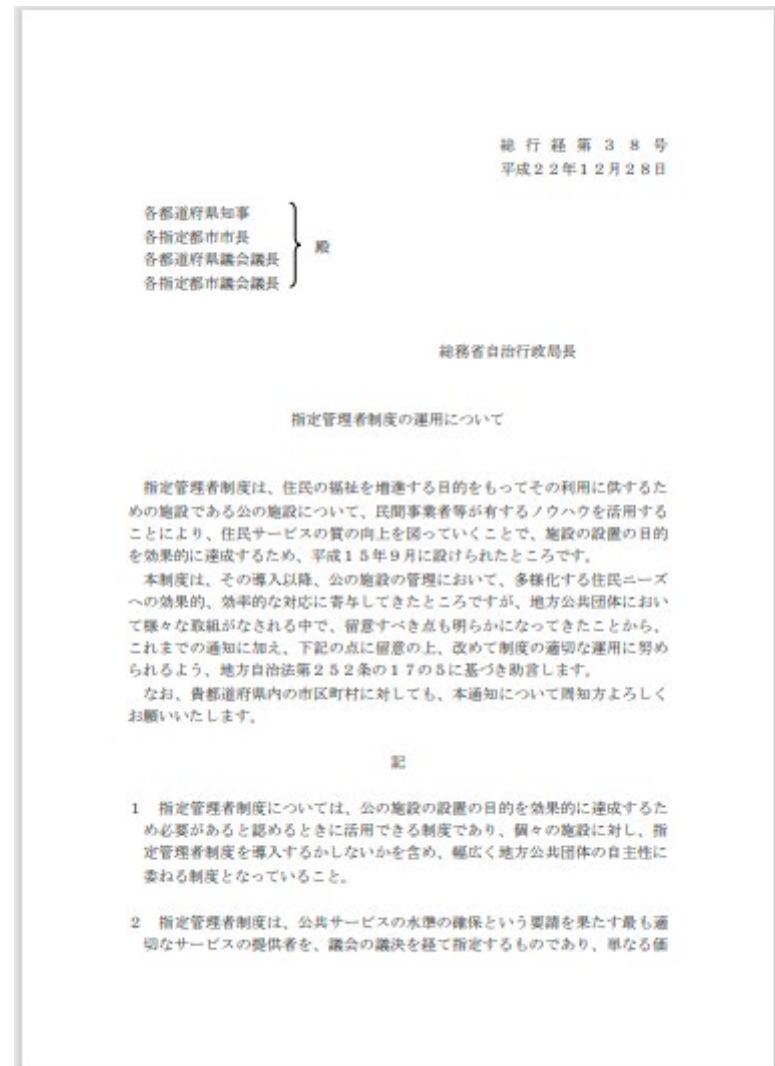
地方自治体側で
条例により自由に
設定可能

期間

地方自治法による
規定はない
(制度上は十年以
上の長期も可能)

対象

公共施設全般
(文化施設のほか、
会議場や駐車場な
ども想定)



指定管理者制度の運用について (平成22年12月28日総行経第38号 総務省自治行政局長通知)

1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、**指定管理者制度を導入するかしないか**を含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、**単なる価格競争による入札とは異なるもの**であること。

3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この**期間については、法令上具体的の定めはない**ものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

文化施設の指定管理者制度導入状況（令和3年10月現在）

第1期文化施設部会（
第2回）(R7.3.13)資料



	施設数	指定管理者制度導入施設数	導入率
博物館	4,380	1,314	30.0%
劇場・音楽堂等	1,718	1,033	60.1%
公民館	13,798	1,477	10.7%

※博物館は、登録博物館、指定施設、博物館類似施設の合計

※公民館は、類似施設を含む

(出典) 社会教育調査（令和3年度）に基づき作成

指定管理者制度のメリット

- ・自治体の財政負担の軽減
- ・柔軟な組織運営、事業展開によるパフォーマンス向上
- ・運営の多様性の確保
- ・民間団体等の努力や創意工夫を通じた利用者サービスの質の向上
(利用者ニーズに応じたサービスの提供、開館日・開館時間の拡大、職員・スタッフの接遇向上、利用料金の低下、自主事業の実施)
- ・利用許可権も含めて指定管理者に委任できることから、直営の場合と違って関係部署との調整、協議が不要となり、事務の効率化やコスト縮減が期待できる。



文化施設においても効率的な運営は重要であり、施設の専門性や機能の継続性を担保する工夫等も取り入れつつ、文化施設における指定管理者制度の浸透が模索されており、直轄で運営されていた時代よりもサービス・事業の質の向上を図るべく努力している館・地域も見受けられる。

指定管理者制度のデメリット

- ・ 指定管理者の撤退によるサービスの停止
- ・ 極端なコスト縮減等によるサービスの低下
- ・ 適切な人材確保の困難
- ・ 博物館や劇場・音楽堂等継続的な事業を行う文化施設の場合、管理者が変更となった場合には、事業の質が保てなくなるおそれがある。
- ・ 長期的視野に立った運営がなじまない
- ・ 職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる
- ・ 経費節減が、働く職員の労働条件の問題に波及する
- ・ 期間が指定されており、長い継続性の教育の営みになじまないのではないか



公共性の高い文化施設に経済効率性の原則を適用することの抵抗感とともに、継続性への不安から社会から託された貴重な資料を確実に次世代に継承していく、地域の文化芸術活動を専門性と継続性を持って支えるという使命を担う文化施設に、一定期間ごとに主体が入れ替わることを前提に制度設計された指定管理者制度は整合しないといった主張がなされている。

官民連携（PPP/PFI）とは

良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化など、様々な効果が期待でき、地域経済の持続的な発展に向けて、各地で導入検討が進められている手法。

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

○PPP/PFIは目的を達成するための手段

○行政が担うべきは選択肢を広げるための条例整備や調整

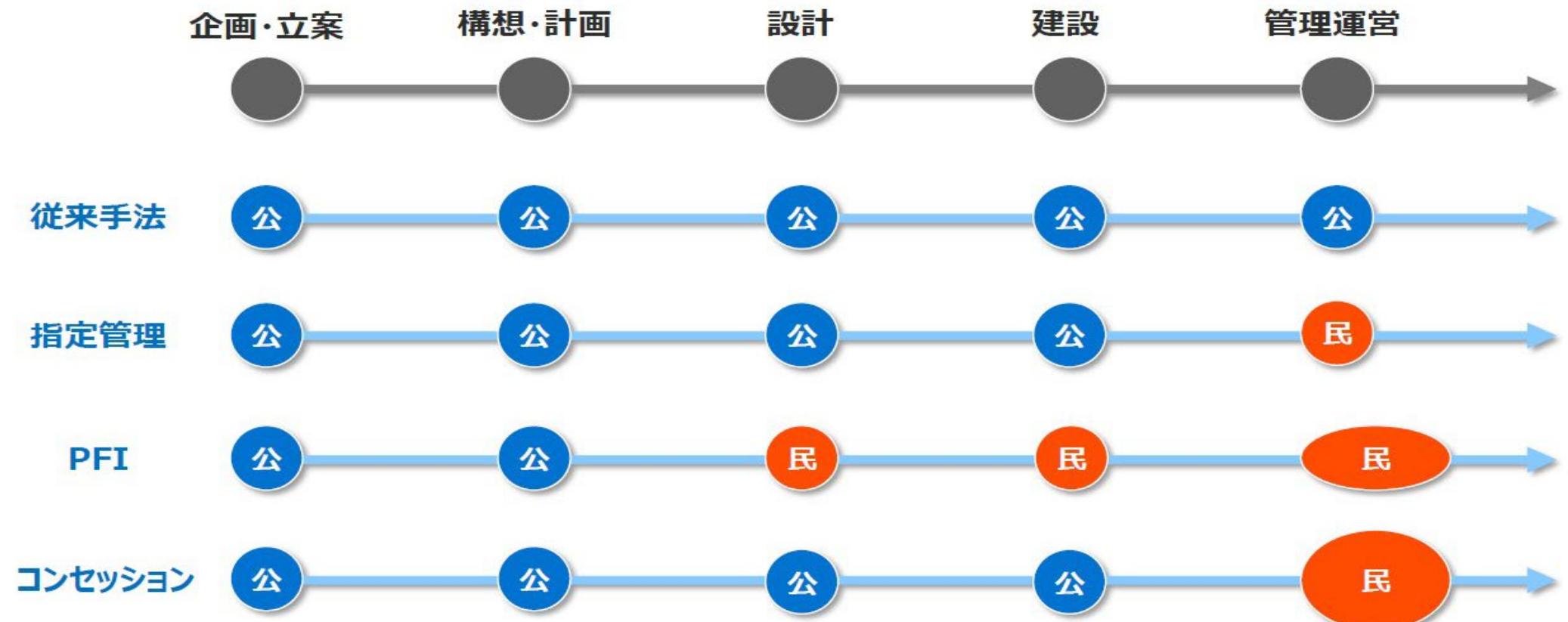
(出展)国土交通省「官民連携の1stステップ」に基づき作成

文化施設におけるPPP・PFIの活用

第1期文化施設部会（
第2回）(R7.3.13)資料



- ・指定管理者制度は管理運営段階に特化した手法。
- ・PFIは施設の整備（新設・大規模改修）から管理運営を含む長期の事業。
(PFIにおいて指定管理者制度を併用することもある。)
- ・コンセッションは管理運営段階での民間の裁量を大きくする手法となっている。



文化庁主催館長会議説明資料より抜粋

コンセッション（公共施設運営権）とは

2011年度に創設された制度で、施設の運営権を民間事業者に渡す方法。

導入により、これまで以上に民間事業者の自由度の高い運営等をさせることが可能となる。

また、当方式は、PFI法に基づく特定事業であるため、PFI法に基づく各種緩和措置を受けられるほか、コンセッション方式の導入により、民間事業者等による安定的で自由度の高い運営が可能となり、利用者ニーズ等を反映した質の高いサービスを提供することができる点に特徴がある。

導入のメリットとして



民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能となり、より民間の創意工夫が發揮しやすくなる。

官民連携手法の中でも、事業期間が長期で、料金設定や更新・追加投資を含め民間事業者に大きな裁量があり、収入増加とコスト縮減の両面で大きなメリットがある。

公共施設等運営事業における指定管理者制度とコンセッション事業との違い

指定管理者制度

- 事業期間が短い
(3～5年)
- 抵当権設定など
はできない

⇒事業者による大規模な投資は想定され
ない

公共施設等運営事業

- 事業期間が長い
(数十年)
- 抵当権設定も可能

⇒事業者による大規模
な投資も想定



外部人材の活用（例）

第2期文化施設部会
(第2回)(R7.7.4)資料

美術館に外部からの専門人材を館長として招聘



50年の歴史を持つ
県立美術館

でも・・・

実は、一部の人にしか知られていない?
喜ばれていないのでは??

- ・県民の4割しか知らない
- ・6割の人は利用したことない
- ・利用者の6割近くが満足していないかどちらでもない

【県政世論調査より】

20年、40年後の礎に

知事「新たなアート発信を」

貝塚健・県立美術館新館長

実は、一部の人にしか知られていない?
喜ばれていないのでは??

- ・県民の4割しか知らない
- ・6割の人は利用したことない
- ・利用者の6割近くが満足していないかどちらでもない

【県政世論調査より】

報道資料

CHIBA

千葉県

Chiba Prefectural Government

令和5年3月13日
千葉県環境生活部
スポーツ・文化局文化振興課
043-223-3942

千葉県立美術館 新館長の就任について

令和5年4月から、千葉県立美術館の館長に、貝塚 健氏（石橋財団アーティゾン美術館 特命事項担当学芸員）の就任を予定しておりますので、お知らせいたします。

1 就任予定日

令和5年4月1日（土）



2 略歴

別紙のとおり

3 外部から館長を登用する理由

美術館の更なる活性化の実現には、美術に関する調査研究及び館運営などの豊富な実績や、美術界での広い人脈など、高い専門性が求められるため。

4 選任理由

氏は、青木繁や安井曾太郎、藤島武二など日本近代美術史研究で数多くの実績を有し、平成20年には、第20回 優雅美術奨励賞を受賞している。

また、石橋財団ブリヂストン美術館で美術史研究を踏まえた多彩な教育普及活動を展開し、同美術館のリニューアルに際しては新たな教育普及プログラムの構築を主導した。さらに、一般社団法人全国美術館会議で教育普及研究部会や美術館運営制度研究部会等の各委員を務めており幅広い人脈を有するとともに、美術館全体に関する高い見識を有している。

【参考】

任用：会計年度任用職員として就任

期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日　※会計年度ごとに更新

博物館に副業人材を登用

成果は、1つの商品でなく、組織全体に現れます

誕生から150周年を迎えた千葉県。2022年に文化・芸術の振興や美術館・博物館の企画運営を行う業務を移管し、文化振興課を新設するなど、さらなる文化振興に積極的。一方で、広報にはまだプラスチックアップの余地があると言えます。

あなたの役割は、広報戦略の立案や実行に関するアドバイスをすること。「そのターゲットにはこういう伝え方が良い」といった都度都度の助言だけでなく、「魅力が伝わる広報には、来館者のニーズに合わせた情報発信や伝え方が大切」といった広報の根本的な考え方を職員に広め、浸透させます。

ご経験をお持ちの方にとっては当然の知識かもしれません。ですが、現在広報を担っている学芸員は、博物館資料や調査研究の専門家。広報に関する知識は十分ではありません。

取材から受けた
会社の印象

地方自治体というと「変化に腰が重い」という印象を持つ方もいるのではないでしょうか？

実際、取材で「効果的な提案でも、これまでにない案などは意見が通らないことや、施策の実行までに時間がかかることが多いのではないか？」と伺うと、「提案が実現できるよう、私たちが全力でバックアップします」と力強い返答が。

そもそも今回の配属先であるスポーツ・文化局文化振興課は、さらなる文化振興を目指し、2022年新たに移管・新設された組織。博物館に求められる役割が多様化する中で、その役割を果たせるよう、これまで以上に予算や人員を投資することになりました。今回、官民問わず、幅広い方を公募するのも、その一環。官公庁にない新しい視点やノウハウを取り入れたいという想いが反映されています。

千葉県の変革への本気が伺える今回の募集。ここでならあなたの考え方や知見を存分に活かすことができるでしょう。

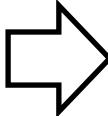


人材派遣会社のコメント

「地域構想推進プラットフォーム」の構築（イメージ）

2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

- 大学進学者数の大幅減
(約63万人(2024)→約46万人(2040))
⇒各地域の高等教育へのアクセス
や、地域産業や社会・生活の基盤に大きな影響のおそれ



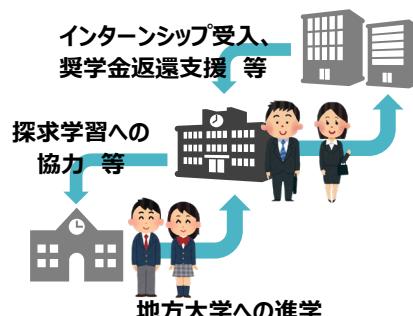
- 各地域の高等教育を取り巻く課題、将来の人材需要、国公私立大学等が果たす役割等について地域全体で認識共有
- 各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の高等教育機関を中心とした実効的な产学官金等連携による人材育成の取組促進
⇒各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援

【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

- 地域の人材需給や産業界のニーズ等を踏まえた、高校改革と連動した大学改革（教育組織・カリキュラム改革等）



- 高校段階からの地域の高等教育機関への接続強化や、自治体等による就職支援等を通じた地域への人材定着の強化



- 地元企業や大学のリソース等の結集による地域の新産業創出



- 地域アクセス確保のための大学間の教育研究連携の一層の促進



※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進に関する取組（国内留学等）も展開

＜参考＞地域の高等教育へのアクセス確保を図るための仕組み（イメージ）

地域における協議体の実質化

従来

複数の大学等が地域関係者と恒常的に対話し、連携を行うための**地域連携プラットフォーム**の取組

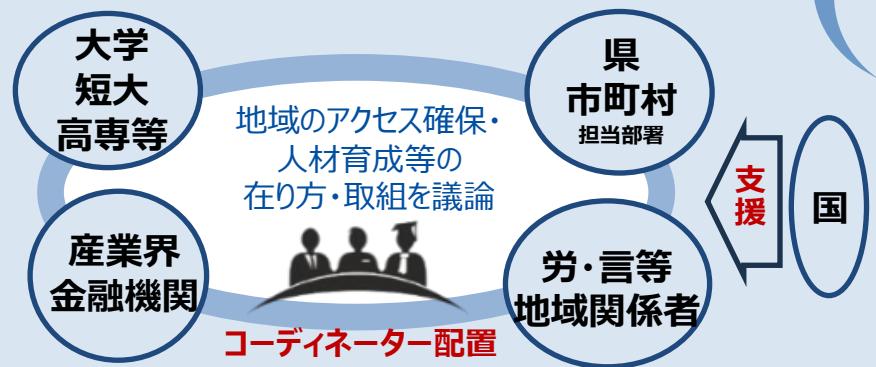
※国による「ガイドライン」策定

発展

今後

地域構想推進プラットフォーム（仮称）

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



※地域連携プラットフォームの発展による構築等既存組織の活用も推奨

地域における大学等間の連携枠組みの強化

従来

連携開設科目を中心とした**大学等連携推進法人**（※）の取組

※文部科学大臣が認定

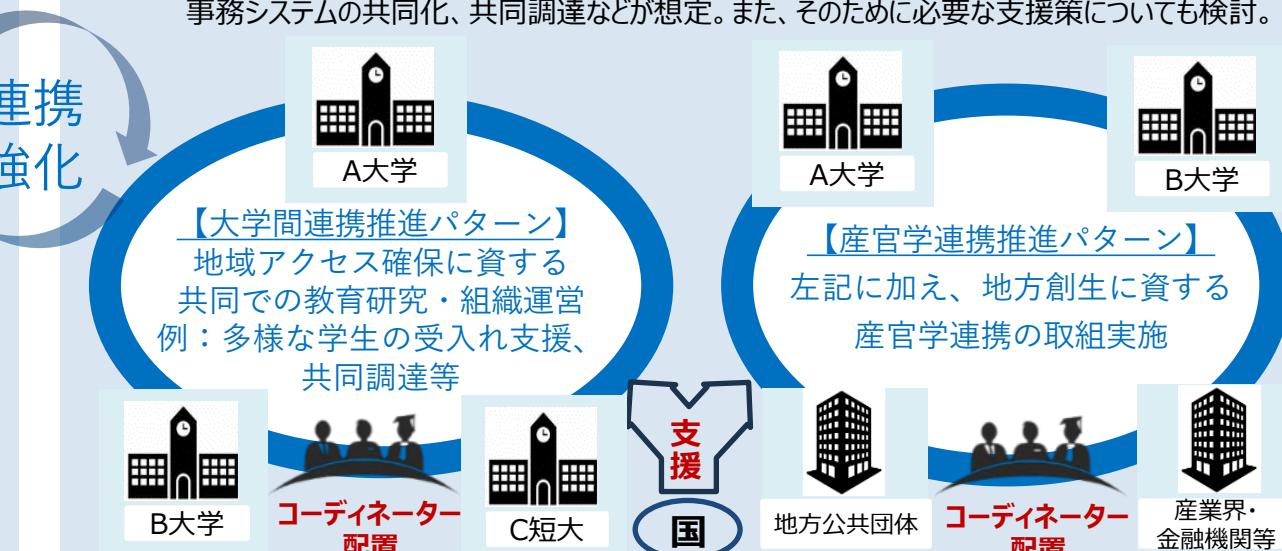
発展

今後

地域研究教育連携推進機構（仮称）

- ✓ 連携開設科目の開設に加え、地域構想推進プラットフォーム（仮称）等での議論を踏まえ、地域のアクセス確保・人材育成のための研究・教育の連携（※）に取り組むことを推奨

※入試、多様な学生受入れ支援、キャリア支援等の業務、大学関係施設の共同管理・運営、事務システムの共同化、共同調達などが想定。また、そのために必要な支援策についても検討。



※支援対象となる地域研究教育連携推進機構（仮称）の位置付けを検討

文部科学省

- ・地域ごとの高等教育へのアクセス確保を図るための司令塔機能の強化（「**地域大学振興室**」の新設）
- ・関係省庁や地域の産官学金等関係者と連携した、地域の高等教育へのアクセス確保・人材育成や地方創生の取組の推進

※地域により、地域の範囲の設定や、協議体の構築方法、協議体と大学等連携推進法人との関係・取組の進め方は多様であることに留意。

※地理的観点からのアクセス確保の観点からは、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進も重要。

● 背景・課題

- ✓ 急速な少子化が進行する中、各地域において高等教育へのアクセスや生活・産業基盤等に大きな影響が生じるおそれがあり、2040年の社会を見据え、各地域の「知の総和」の向上を図るために、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の材需要等を踏まえた大学等における人材育成機能強化や地域の高校改革と連動した大学改革など、高校・大学・大学院の一体化の改革等に取り組み、質の高い高等教育機会を確保することが喫緊の課題。
- ✓ このため、各地域の大学間・産学官金等の連携基盤の構築や都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進など総合的な地域大学振興の取組の推進が必要。

地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成、地域の高等教育へのアクセス確保や地方大学による人材育成機能強化など各地域の「知の総和」向上を図るためにの施策を展開

「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

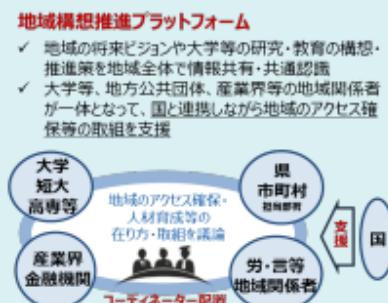
【令和8年度要求・要望額 15億円（新規）】

- 2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施
- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 協議体に配置される大学間・産学官金等連携の推進役となるコーディネーターを中心に、高大の一体化の改革を含め各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1.5億円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。



都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

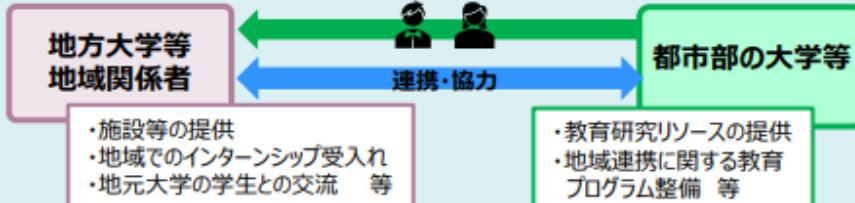
【令和8年度要求・要望額 10億円（新規）】

- 地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進
- 都市部の大学等において、地方での教育活動を通じて、学生が地域課題に対する理解を深め、課題解決に取り組む教育プログラムや推進体制を構築。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×1億円程度

国内留学等の実施を通じた地方への新たな人の流れの創出



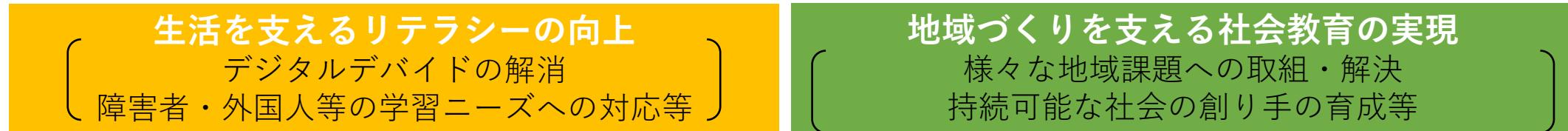
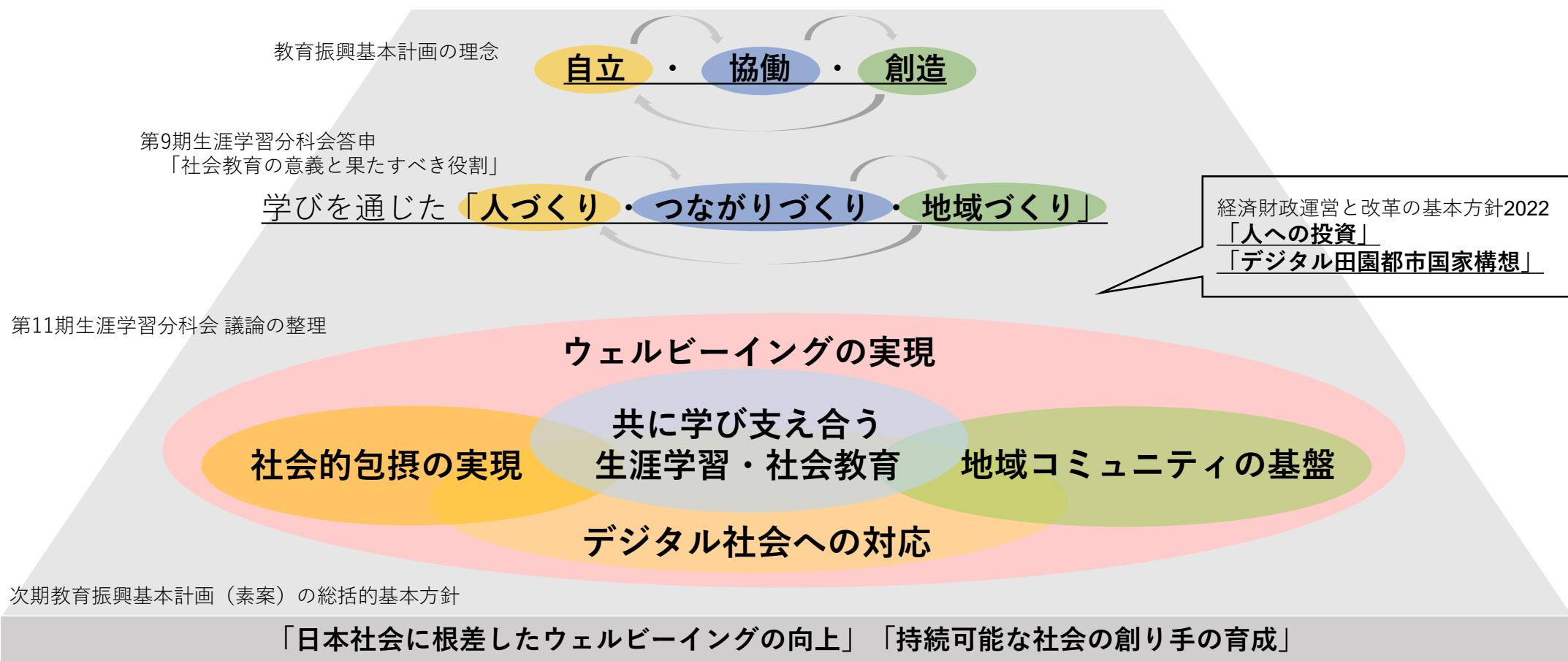
○大学等を核とした地方創生事例の普及・展開【令和8年度要求・要望額 0.5億円（新規）】

- 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を実施。

○地域アクセス確保に向けた高等教育機関の在り方等に関する実証研究【令和8年度要求・要望額 0.3億円（新規）】

- 地域アクセスの確保や地方創生に関する重点課題について、高等教育機関や民間企業の知見を活用し、課題解決に向けた方策等の調査・実証研究を実施。

（担当：高等教育局大学振興課地域大学振興室）



一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する
「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

「地域の学びと実践プラットフォーム」のねらいと効果

中央教育審議会生涯学習分科会
社会教育の在り方に関する特別部会
(第11回)(R7.10.7)参考資料

生活を支えるリテラシーの向上

- デジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することで、オンラインでの学習やSNSでのつながり作りなどを可能に。
(デジタルのコンテンツ・ネットワーク等の活用に加え、仲間・地域とリアルに繋がる場（公民館等）も提供)
- 社会教育主事等のコーディネートにより、公民館等の社会教育施設において、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学び・学び合いを支援

地域づくりを支える社会教育の実現

- 公民館活動への地域住民の参加を促進し、コミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進
- 社会教育士のネットワーク化や公民館等への配置を促進し、社会教育士の得意分野を活かして住民による地域づくりを組織的に支援
- 住民の主体的参画を重視し、他の地域活動との協働やコミュニティ・スクールとの連携等により、多世代の参画を推進。

「地域の学びと実践プラットフォーム」

一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材・施設がその専門性を生かし、連携して担う体制を構築

期待される効果

①：高齢者等を含め、日本に暮らす全ての人が当たり前にデジタルの恩恵（行政・民間サービス）を享受。
(肝心な時はリアルなつながりも大切)



②：子供・若者を含む主体的な住民参画とそれを支援する行政の相乗効果で、地域住民の健康・住みやすさ・住民満足度等のウェルビーイングが向上



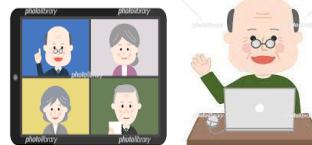
③：まちづくりや福祉・防災等の地域課題に関する行政も、地域の協力あってこそ。行政の施策効果やコスト面でも好影響。

地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

生活を支えるリテラシーの向上



- ・市長のツイッターで何？
- ・マイナンバーカードってどう役立つの？



- ・オンラインで学習したい
- ・SNSなどで仲間と繋がりたい



- ・必要な情報にアクセスしたい
- ・地域の一員として参画したい



- ・ネットスーパーでの買い物をスマホから試してみましょう
- ・スマートフォンで病院までの距離や時間タクシーも調べられますよ

- ・車いすになって普段の買い物もひと苦労だ
- ・急な通院、診療時間に間に合うだろうか？

学生
〔社会教育士養成課程〕

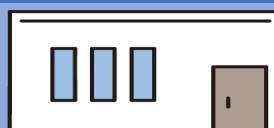
生 活 地 域
学びと実践

社会教育人材ネットワーク



社会教育主事・
社会教育士
(地域における学びと実践
のコーディネーター)

地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
- デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
- 公民館の運営自体も住民の参画の場に

地域づくりを支える社会教育の実現



- ・地域を担う後継人材が育たない
- ・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち

イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう



地域づくり担当部局
〔社会教育士〕



防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がるぞ



町内会メンバー
〔社会教育士〕



地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう



企業人
〔社会教育士〕

社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ